

平成28年第4回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月14日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時38分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院 副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院 事務局長	加藤浩美君

教育委員 會員 馬場千晶君 教育委員 會長 安川登志男君

教育委員 會長 村上正俊君
生涯學習部

農業委員 會長 飛世 薫君 農業委員 會長 金 章君
會長職務代理者 農事 務局

監查委員 吉田博行君 監查委員 局長 竹内雅彦君
務局

事務局出席者

議事 務局長 淺利知充君 議事 務局長 岡崎浩章君
議事 務局長

議事 務局長 前畑美香君 議事 務局長 粕谷幸広君
議事 務局長 議事 務局長

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

○事務局長（浅利知充君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、副議長と交代をいたします。

○副議長（谷口隆徳君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。3番 大西 陽議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） おはようございます。

第4回定例会において、通告に従いまして一問一答方式での一般質問を行います。

最初に、決算手続の早期化について伺います。

決算手続は、当該期間の財政状態と成果をまとめて経営成績を明らかにするものであり、企業だけではなく国や地方公共団体においても毎年決算を行うことが法律で定められております。

企業によっては、さまざまな課題にスピード感を持って対応することが必要との判断から、過去の戦略や施策の妥当性などを速やかに確認できるように、より正確な数字を積み重ねるために、月次決算、四半期決算、中間決算、そして年次決算につなげていくためのシステムや体制を整え、決算業務の効率化に努めております。

地方公共団体における決算手続については、地方自治法第233条の規定で、会計管理者は出納閉鎖後3カ月以内に証書類その他政令で定める書類とあわせて普通地方公共団体の長に提出をしなければならないとしております。これは速やかに決算手続を進めることを定めているものと思えます。

決算は、当年度予算と実績の比較と決算の結果を予算に生かす、いわゆる決算と予算の連動性を意識した取り組みが重要と考えます。決算の手続等については、監査委員及び議会との協議が前提となりますが、出納閉鎖期日以降、早期に精度の高い決算書の策定と主要な施策の成果をまとめ、市民に対して速やかに、かつ的確な開示を行うことによって、より信頼度の向上が図られることだと思えます。

また、確定した決算数値を直近の予算編成の参考にする検討期間を確保するためにも、毎年度実施をしている健全化判断比率の算定に合わせた決算業務の早期化に取り組むべきだと思いますが、見解を伺います。

また、決算業務の早期化のためには、事務作業の効率化に一層努めなければなりません。そのための業務プロセス、組織体制、システムについての考え方についてもあわせて伺います。

(降壇)

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

大西議員の御質問にお答えいたします。

地方自治体においては、その会計をつかさどり出納事務を行う権限を有する会計管理者を置いて、予算の執行権者である首長と分離することにより、その公正な執行を図っています。

一般会計及び特別会計の決算については、8月末までに会計管理者が調製し、監査委員の意見をつけて、次の通常予算を議する会議、すなわち第1回定例会までに議会の認定に付さなければならないと定められています。

これは、大西議員のお話のとおり、決算は翌年度の予算審査の前に審議し、事業執行の効果等を検討の上、予算編成に生かそうという趣旨であり、決算認定をできるだけ早く行うことがその趣旨に沿うものであります。

本市では、平成21年までは第4回定例会の期間中に前年度決算の審査及び認定を行っていましたが、私が市長に就任後、決算審査の時期を早めるため、22年からは第3回定例会において前年度決算の議会認定に付し、決算審査特別委員会に付託、閉会中継続審査として、10月から11月に委員会開催の上、第4回定例会で決算認定を受けてきたところです。

なお、公営企業会計については、7月以降最初の定例会までに決算認定に付さなければならないとの規定により、21年までは第3回定例会において審議の上、議会の認定を受けていたため、従前は一般会計や特別会計と決算認定の時期が異なっていました。

そこで、決算業務の早期化に向けてであります。一般会計決算の実務的なスケジュールで申し上げますと、5月末の出納閉鎖の後、6月末には決算の調製を終え、会計管理者から決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の提出を受け、これを監査委員の審査に付します。

並行して財政課では、地方財政状況調査、いわゆる決算統計の全国的な取りまとめに向けた調査票を6月に作成するとともに、この決算統計をもとに健全化判断比率を算定し、7月下旬をめどに監査委員の審査に付しています。

監査委員は、財務管理等に専門的な知識を有する立場から、その決算が法令や規則に照らして適法性あるいは妥当性を有しているか、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が確保されているかについて監査を行うとともに、健全化判断比率の算定の基礎となる事項についても審査の上、第3回定例会の日程を踏まえつつ、おおむね9月上旬に意見書の提出を受けています。

一方、参考資料として作成している歳入歳出増減や歳出の不用額調べを含む決算資料等の作成は8月以降に着手している状況にあり、今年の場合、議会への提出は10月5日となりました。

このような中で、決算審査については、第3回定例会最終日の9月16日に決算審査特別委員

会に付託、10月31日からの3日間で審査が行われ、第4回定例会初日に認定を受けたところで
す。

こうした決算の参考資料の作成と取りまとめは財政課が所管しており、これらの作業を前倒
して実施すれば決算審査の早期化につながるのですが、地方財政状況調査や健全化判断
比率の北海道への報告期限が6月から7月に設定されており、この作業を優先的に進めなけれ
ばならないことに加え、地方交付税算定事務や公共施設状況調査に関する業務も並行して行わ
なければならない状況にあります。

したがって、現状の職員体制では、健全化判断比率を報告している第3回定例会に合わせて
決算業務を月単位で前倒しすることは実務的に難しい面がありますが、今後においては、決算
資料に求められる正確性を確保しつつ、効率的な業務の執行や資料の簡素化などを含めた見直
しを行う中で可能な限り決算業務を早め、予算編成に生かしていくための検討をしてみたい
です。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは、再質問をさせていただきますけれども、最後に私の質問した業
務プロセス、それから組織体制、それから決算業務に係るシステム、これについて具体的に、
まだ伺っていないような気がするんですが、一つ、決算にかかわらず最近思うことは、各種資
料あるいは議会に対する議案書について、訂正による差しかえが非常に多いような気がします。
これは人のやることですから間違いはあるんだというふうに理解をしますけれども、これを防
ぐのに複数によるチェック機能を強化しなければならない、これしか手がないんだというふう
に思います。そういう意味では、業務プロセスや先ほど市長が言った職員体制、システムにつ
いて、この機会に具体的にやっぱり進めるべきだなというふうに思います。

極端な話、議会に対する資料についても、開会直前に差しかえをされると、議案の差しかえ
をされると、これは余りあってはならないことだというふうな気はします。そういう意味では、
この機会に強化するべきだというふうに思いますけれども、この見解を伺いたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

業務プロセス、組織体制、システムについての考え方の関係であります。前議会、特に決
算委員会等におきまして、資料のチェックのミスによって、そういった意味では直前になって
差しかえるといったような経緯もあって、このことについては今後しっかりと対応をして
いくということで、そのときにも御答弁を申し上げているところでありますけれども、ただい
ま御指摘を賜ったとおり、より一層この密度を上げながら、今後においてはこのようなことが
ないようにしっかりと対応してまいりたい、こう思います。

それと、先ほど申し上げたのであります。私が市長に就任させていただいて以降、平成22
年から決算時期を早めました。以前は12月定例会の中で審議をいただいたのであります。こ

れを9月定例会に提案をし、付託をいただいて、議会の中で特別委員会を組織をしていただいて審議をいただくと、こうなっているわけであります。

道北全体の都市自治体の状況を見ますと、私、士別市の財政課の職員、極めて少数精鋭の中で非常に、日常業務も含めて頑張っているというふうには実は自負をしているところであります。と申しますのは、職員数が他の自治体と比較をして、財政規模あるいは人口規模等々と比較をいたしましても非常に少ない中で今実施をしているのが現状であります。

大西議員の御指摘のとおり、決算については、その年の後半における予算の執行に関する検証、そしてまた次年度予算における検証をした後の提案、提言、こういった形の中で、議会に付する中で極めて重要な議論をしていただくわけでありますので、これを早めるとなりますと、今の職員体制ではまず不可能であるというふうに判断してございますので、それぞれ付随する書類をどう簡素化できるのかという問題と、現在の士別の職員体制の中で増員をかけて対応が可能なのかどうか、こういったこともしっかりと見きわめながら新年度に向けて対応してまいりたいと、このように考えていますので、その点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、士別市立病院の経営改革についてお伺いします。

多くの自治体病院では、平成14年度に診療報酬が初めてマイナス改定をされ、それ以降、数回のマイナス改定と、医師の地域偏在や専門医志向及び勤務医の業務量増大による厳しい勤務体制などもあって、もともと医師確保に苦慮していましたが、更に平成16年度から導入された医師の新臨床研修制度により研修医の確保が困難となったことから、派遣医師の引き上げが行われ、特に多くの医師派遣を大学医学部に依存していた自治体病院においては、更に医師不足が深刻な問題となっており、人口減少や少子高齢化もあって、厳しい経営環境が続いております。

士別市立病院では、平成20年度から7カ年を計画期間とした経営改革プランを見直し、平成27年度から30年度までの新経営改革プランを策定しました。計画初年度については療養病床増床による収益増を図りましたが、一般病床患者数の減少により、一般会計からの繰入金1億7,200万円を追加して収支の均衡を図る厳しい状況になりました。

新経営改革プランでは、病院運営の基本的な考え方として、住民が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるための地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たすための機能を持った病院経営に努めるとして、推進するための柱として次の5項目を掲げております。

1つ目は長期入院体制の充実、2つ目は在宅医療の充実、3つ目として名寄市立総合病院との連携強化及び機能分化の明確化、4つ目として公立診療所、民間医療機関との連携強化、5つ目として地域包括ケアシステムの充実について、これまでの取り組みと成果及び現状での課題、更に今後においてこれらの基本的な考え方を見直すことがあるのか、まずお伺いいたしま

す。

次に、総務省は新改革プランにおいて新公立病院改革ガイドラインを示しており、その中で、経営形態の見直しに係る計画の明記として、民間的経営手法導入等の観点から行おうとする経営形態の見直しについて移行スケジュールを含み経営形態の移行計画の概要を記載をされており、内容としては、地方公営企業法の全部適用、非公務員型の地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡などを強く求めています。

過去に本市議会で地方公営企業法の全部適用についての質問に対して、全部適用を導入したとしてもそのメリットを見出すことが難しいとの答弁がありました。

この制度により、事業管理者に対して人事、予算等に係る権限が付与され、より自立的な経営が可能となることが期待されることから、前向きに検討すべきだと思いますが、改めて全部適用を導入したときのメリット及びデメリットをお伺いします。

また、総務省が示した新公立病院改革ガイドラインを踏まえた中での現在の考え方についてもあわせてお伺いいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

私から経営形態の見直しについてお答えし、新経営改革プランの確実な実践については事務局長からお答えいたします。

最初に、地方公営企業法を全部適用した場合のメリット、デメリットについてであります。

現在、土別市病院事業は、地方公営企業法の財務規程のみが適用となる一部適用として経営しておりますが、全部適用を選択した場合、開設者が市長であることに変わりはありませんが、多くの場合は病院長が事業管理者に任命され、組織及び人事等の権限がその事業管理者に付与されることとなります。

そのメリットとしては、経営責任が明確になる、機動性・迅速性が発揮される、自立性が拡大する、職員の経営意識が向上する、業績に応じた給与体系の導入が図れるとされており、その反面、人事、会計部門の負担が増大することや経営状況が悪化した場合の給料減少への不安が職員に出てくることなどがデメリットとして挙げられています。

平成24年第3回定例会での小池議員、第4回定例会及び平成26年第4回定例会での十河議員の御質問に、医師不足の中、院長みずからが外来・入院診療に加え当直などを行っている状況では、院長を経営の全責任を担う事業管理者に任命することは難しいとの判断から、現状では全部適用に移行する状況にない旨のお答えをしたところであります。

しかしながら、現在の当病院の状況を考えますと、急性期中心から慢性期中心へと診療体制を移行する中、常勤医の体制も毎年のように変動するなど、医師を含む職員の勤務体制も変化し、1つの例としては、医師や看護師、医療技術者の宿日直手当や待機手当といった特殊勤務手当などにおいて状況に応じた見直しが必要な場合が生じているところであります。

今後もこのようなケースが増えてくるものと考えておりますが、全部適用を導入した場合に

はこうしたケースや医師確保においても事業管理者の権限で機動的・弾力的な対応を行うことが可能となるものと考えられます。

現在、道内においては22の市立病院のうち13病院が全部適用を導入し、新名寄市病院事業改革プランにおいても平成30年度の移行を目指すとされました。

また、総務省のアンケートによると、平成21年度から24年度の間に経営形態を見直し、一部適用から全部適用とした全国100の公立病院のうち、76%が経営の自主性に効果があった、68%が経営の効率化に効果があったとしています。

議員のお話にありましたように、27年3月に総務省が示した新公立病院改革ガイドラインにおいては、これまで同様、経営の効率化、再編、ネットワーク化、経営形態の見直しが掲げられておりますが、新改革プランでは、経営形態の見直しについて強く求められ、地方公営企業法の全部適用、独立行政法人化、指定管理、民間譲渡のいずれかの移行スケジュールを明記することが必須とされたところであります。

このうち、独立行政法人化、指定管理、民間譲渡は、士別市立病院の経営規模、状況などを考慮すると難しいものと判断しておりますが、さきに申し上げましたように病院経営において臨機応変な対応が求められる状況に変わってきていること、そして何よりも民間的経営感覚が求められる状況にあっては、事業管理者の選任という大きな課題はありますが、現在見直し作業を進めている新経営改革プランでは地方公営企業法の全部適用導入を前提に、そのスケジュールを示してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） 私から、新経営改革プランのこれまでの取り組みと成果、現状での課題、更には今後の基本的な考えの見直しについてお答えいたします。

改革プランの中で、今後の病院運営の基本的な考え、具体的な方策として、先ほど議員お話しのとおり5つの項目を掲げ、取り組んでいるところであります。

1つ目の長期入院体制の充実であります。慢性期医療や長期入院に対応するため、平成27年11月に4階病棟を一般病床から療養病床に改修し、療養病床をこれまでの30床から50床体制に増床し、本年の3月からは2階東病棟と合わせて80床、7月からは88床体制での運用に取り組み、11月末時点での療養病床患者数は前年度と比較して8,577人、120.4%増の1万5,702人となっています。今後は、地域における高齢者の比率は増加するものの、高齢者人口は減少することが予想される中で、この患者数がどう推移していくかの的確に捉える必要があります。

2つ目の在宅医療の充実であります。27年9月に訪問看護スタッフの増員を図るなど訪問看護、訪問診療の充実に努めているところであり、訪問診療は26年度の月平均10件が本年度では36件、訪問看護、26年度の月平均305件が365件、訪問リハビリ、26年度月平均が6件が13件と、いずれも伸びている状況にあります。今後も自宅での療養を希望される患者は増加するものと考えていますが、本市は広大な面積を有しており、訪問の際、移動に時間を要することか

ら、地域の診療所、北海道総合在宅ケア事業団などとの連携を強化し、効率的な在宅医療の提供体制を整備することが重要となっています。

3つ目の名寄市立総合病院との連携強化及び機能分化・明確化であります。27年4月から脳血管疾患患者の救急隊員の判断、トリアージによる名寄への直接搬送体制を確立したほか、休日の整形外科患者や専門医不在時の救急患者対応につきましても名寄市立総合病院と連携を進めたところです。また、療養病床の増床に伴い、名寄の地域医療室との間で定例会議を開催するなど、急性期治療を終えた回復期、慢性期患者の受け入れ体制の充実を図ったところであり、その結果、名寄市立総合病院からの転院患者数も、26年度までは年間数人程度でしたが、27年度は49人、28年度は11月末で27人となっています。今後においては、地域の医療需要の減少が見込まれる中、上川北部圏域地域医療構想の推進において、多くの病床数を抱える両市立病院が中心とならなければならないことから、更なる連携を図っていかなければならないものと考えています。

4つ目の公立診療所、民間医療機関との連携強化については、市立病院の医師不足から地域診療所の医師に当直や検診などの診療支援をいただいている状況にあります。また、CTやMRI画像など診療情報を他の医療機関でも参照できるよう、名寄の市立総合病院を中心に道北の4つの公立病院が情報通信ネットワークであるポラリスネットワークを整備したことにより、市立病院の診療情報をネットワークに参加する医療機関でも参照できる状況となっており、今後は地域全体の医療サービスの向上のためにも各診療所におけるネットワークへの参加拡大が課題となっています。

5つ目の地域包括ケアシステムの充実については、住民が住みなれた地域で、医療・介護・福祉サービスを一体的に受けることができることが必要で、そのためには医療・介護・福祉の連携が重要であります。療養病床の増床により退院後もケアを必要とする患者も増えており、地域包括支援センターが中心となって年2回ほど開催されます地域ケア会議のほか、本年9月からは市立病院とケアマネジャーの連携についての協議会を定期的に開催するなど、患者の入退院に伴うスムーズな支援に向けて取り組みを進めています。今後更に高齢化が進み、医療と介護の境目の区別がつかない患者が増加することから、介護施設、ケアマネジャー等との情報共有を進めてまいります。

新経営改革プラン策定以降、病院全体としては急性期中心から慢性期中心へ、急性期病院からケアミックス病院へとその診療体制を移行したところであり、近年入院患者数が減少傾向にあった中で、本年度は前年度と比較し患者数の増加も見られ、病院事業の収益、費用の差引額も若干ながら改善傾向となっています。

こうした状況にあり、今後の改革プランの見直しに当たっても病院の運営の基本的な考えとして掲げた5項目については、その方向性にずれはないものと考えておりますことから、この5項目については見直さず、更に推進してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問させていただきます。

経営形態として地方公営企業法の全部適用を導入する方向で今後スケジュールを示したいという答弁であったというふうに思います。

それで、今の改革プランが27年度にスタートして30年ということですから、このスケジュールからいくとこの30年を境にしてどうスケジュールを組み立てるのか、この辺ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） 再質問にお答えさせていただきます。

今の改革プラン、議員さんがおっしゃったように27年から30年のわけなんですけれども、今、総務省のほうで言われている改革プラン見直しなさいというのは、総務省のほうでは28年から32年となっています。うちが27年度から30年にいたしましたのは、前回の改革プランが20年から26年までの独自プランをつくっておりました。それで、それを引き継ぐ形で、国のほうの28年ということではなくて27年からのプランをつくって、4年間のプランをつくっておりました。

その当時で、総務省のほうからの指導で28年度中に、今度28年から32年度までのプランをつくれということになっておりますので、今の27年度の独自プランを見直す格好で32年度までの計画期間に持とうと思っております。その中で全適に向けた移行スケジュールを示していきたいというふうに考えているんですけれども、具体的な時期というのをその改革プランの中にしていくのか、あるいは、どうしても全適するためには条例とか例規とか全て整理し直す、あるいは事業管理者の選任と、そういった問題で最低でも1年はかかるとは思いますけれども、早ければ1年の間でやって翌年度からとか、あるいはいろんな課題があれば、少なくとも32年度の計画期間の中で導入していくというような考えでおります。

いずれにしても、今の計画期間を延長する、見直して延長する、32年度まで延長すると、その中で導入ということを考えております。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） いずれにしても32年、最長で32年、ですから経営形態見直すのは一刻も早くスピード感を持ってやるべきだというふうに思います。

それで、経営形態の見直しについてはいろんな条例制定やいろいろ手続があるんだというふうに思いますけれども、それまでのプロセスとして一番大事なのは病院スタッフの意識や機運の熟成する、こういうプロセスが大事なんだというふうに思っています。そういうスケジュールの問題が残っていると、全部適用について踏み切るんだという判断をした段階で、やっぱり病院スタッフに今言ったようなことでプロセスを組んでしっかり周知をするという考えがいいんだというふうに思いますけれども、この点について見解はどうでしょうか。

○副議長（谷口隆徳君） 三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） 当然改革プランをまた見直すといった際には、前回もそうなん

ですけれども、病院職員、全スタッフに改革プランの目的は、これからの病院の目指す方向性、あり方といったものを説明していくわけですけれども、当然全適用ということになりますと、同じ公務員であったとしても今度大分立場が、労使交渉とかそういった面でも組織として変わっていく部分があります。そういった面も含めて、まず公営企業の原則として独立採算を目指すんだと。不採算部門が必ずありますので、可能な面の独立採算というか、組織として全部適用となる病院となるんだという、そういう意識を伝えるためにも改革プラン見直しの際には何回か、当然医師も含めて、医療スタッフ、事務職員含めてそういった説明を重ねていきたいというふうに考えております。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 次に、統合により廃校となった学校校舎の今後について質問させていただきます。

平成25年4月に統合により廃校となった市内3小学校校舎について、今までに議会において議論された概要について経過を整理してみました。

平成26年第3回定例会では、武徳、下士別小学校は耐震基準を満たしていないことから基本的に取り壊しの方向で考えていると。中多寄小学校については新耐震基準に適合した建物であることから、庁内横断的な検討組織を立ち上げ幅広い視点で検討を進めるとして、体験農園や就農のための農業研修施設としての活用に加え、合宿や体験型観光の宿舎とする活用などの構想もあり、今後、より有効な活用方法について検討を進め、行政としての一定の方向性をまとめた段階で検討会や考える会の仕組みを含め地域の皆さんの御意見や御提言を伺っていきたくとしておりました。

平成27年第1回定例会で、私の農業を学べる環境づくりを進めるべきだという質問に対して、農業経営に必要な技術や知識を習得できるよう、閉校している中多寄小学校校舎の一部を改修して仮称農業研修センターとして活用することを検討しているとして、具体的には平成27年10月に士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、現在重点プロジェクトの一つとして農業研修施設整備事業を進めております。

更に、平成28年予算審査特別委員会では、農業研修施設は中多寄小学校を基本としながら、いろいろな御意見を伺いながら早急に方向性を出すよう進めてまいりたいということでありました。

また、平成28年第2回定例会では、農業研修施設構想については、担い手を育てるためのあり方について、これまでの御意見等を検証しながら組み立て直しをしてみようというのが現時点の状況であるとして、場所及び時期についてもこれまで想定したものにならないこともあり得るとして、いま一度立ちどまって検討し、今年度中に方向性を出していきたいとしていました。ただ、想定している中多寄小学校は、新耐震基準で建設した施設でありますので、地域活性化のために活用することを考えていきたいとしておりました。

そこで、農業研修施設として旧中多寄小学校を想定した当初計画が予定どおり進んでいない

最大の要因と、あわせて、今立ちどまって検討し、今年度中に方向性を出すとしていましたが、現時点での検討の経過について伺いたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

ただいま大西議員のほうから、これまでの経過についてお話がございました。

そのような経過があった中で、旧中多寄小学校を農業研修施設とする当初の計画が予定どおりならなかった要因についてであります。平成25年3月に廃校となった旧中多寄小学校については、お話にもありましたように新耐震基準に適合した建物でありますことから、有効活用の一つの方法として新規参入者の確保を推進するための研修施設としての候補に挙げ、そこを目指してきたわけであります。

当初は農業体験や初歩的な研修から始め、その後、地域に入り実習するという形が先進地区の事例などにありましたことから、その方法が望ましいとの考えから、まずはそうした活用について検討を始め、他の先駆的自治体へ視察に行くなどの調査や改修費の試算などを行ってまいりました。

この試算において、施設改修には多額の費用を要することとなったため、当時、国の補助が100%受けられる地方創生加速化交付金の制度の活用を目指して、この事業採択に向けた構想の策定と具体的な作業に着手をしてまいりました。

しかしながら、交付金の制度がその後変更となり、いわゆるハード主体の事業が補助対象から外れることとなりました。そこで、その後においても他の補助事業での採択について模索を続けるとともに、事業費の圧縮についても並行して検討してきたところであります。

また、これらの動きとあわせて新規就農の受け入れには欠かせない受入農家協議会の設立に向け、農業者、農業団体、農業関係機関などに働きかけを行ってきたわけですが、この中において、地区の農業者を代表する方々からは、まずは地域でしっかり研修することが重要である、地域での宿泊が確保されれば研修は可能、大きな投資が伴うため、受け入れが軌道に乗った段階で農業研修施設を整備すべきなどの御意見をいただいていたところであります。

更に、先週9日付の新聞に、その取り組みの成果が載せられてもおりましたが、地区としての受け入れ態勢を確立し、就農に実績を上げている朝日地区を参考にすべきとの声もあり、受入農家協議会の体制づくりに向けた協議を行う中で、まずは各地区に受け皿となる体制をつくるべきとの考えに立ったものであります。

そこで、現時点までの検討についてであります。各地区での研修のあり方としては、新規就農者が地域に定着することが何よりも大切なことであります。研修時はもちろん、就農後も周辺の農業者による指導・助言や作業支援を受けながら地域の仲間として受け入れられることが重要であり、広範な地区から成る本市で真に地域で農業をやっていく担い手を育てるための最善の策であると考えているものであります。

これらを踏まえ、宿泊施設の場所、ハウスなどの実習施設については、受け入れ態勢のある

各地区に確保されることで生活の拠点として築かれることが好ましく、地区の指導を受けながらの実習も効率的で、座学や初歩的な農業研修など共有するものは交通の利便性がよい場所にあることが望ましいとも考えております。

したがって、拠点としての農業研修施設につきましては、これらの受け入れ態勢がスムーズに運営されていく過程において、改めて必要という状況に至った段階で、整備場所を含め検討してまいりたいと考えているものであります。

このようなことから、旧中多寄小学校については、研修のあり方、利便性、効果的な投資などを考慮し、総合的に判断した結果、現時点においては農業研修施設としての整備は行わない方向で進めているものであります。

ただ、現在、多寄地区での受け入れに当たり、宿泊施設の確保対策として、中多寄にある旧教職員住宅の利活用については協議を進めさせていただいているところであります。

そこで、旧中多寄小学校の今後の活用についてであります。

地域活性化に資する施設を基本に現在策定を進めております公共施設マネジメント計画も念頭に置きながら、その活用に向けた検討を進めているところでありますが、用途変更にかかる事業費や位置的条件などから、現時点においては具体的な計画として持つことまでには至っておりません。

しかしながら、今策定を進めている新たな総合計画においては、地区別計画をつくるものであり、この策定に向けては、現在年明け1月から3月にかけて行うワークショップ、多寄の未来を考える会への参加呼びかけが多寄地区自治会連絡協議会より行われているところであります。また、このワークショップでの検討材料となるためのアンケートも今配布されているところでありますが、この中では旧中多寄小学校の活用の提案や意見も求められているところであります。

したがって、まずはこれらアンケート、ワークショップの中での地域の皆様の御意見やアイデアをいただきながら、旧中多寄小学校を地域の活性化に向けてどのような活用をしていくのか決めてまいりたいものであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 当初、一定の方向を行政として出して、それをもって検討会や地域の皆さんの意見を聞きたいということでしたけれども、方向性を出せないと、それで総合計画の中で地区別計画の中にワークショップを含めて検討すると、検討してもらおうという解釈でよろしいでしょうか。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 当初は、今お話にございましたとおり一定の方向性というのを行政として持って、それを地区にということでありまして、その中で、まずは農業研修施設として使うことがどうだということを決めて地域にも御相談させていただいたという経過がございます。

それで、平成27年度中においては、そのことを基本としながらやってきたわけではありますが、大西議員の御質問の中にもございましたとおり、この6月の定例会において、今、私の答弁でもいたしましたけれども、いろいろな方の御意見を伺う中で、まずは拠点施設ありきということではなく、地域の中でしっかりとした体制をつくるのが先でないかというような御意見などを踏まえた中で、一度立ちどまって中多寄小学校の活用については考えるということになったわけであります。

そのときに、既に今回の策定を進めております次期総合計画においては、地区別計画をつくるということ、これ今年になってから振興審議会でありますとか、あるいは議会の皆様方にも新しい総合計画の成り立ちといいますか構成の中でそういうものをつくるという御説明をしてきたわけでありますけれども、そうであれば、やはり地区の中で活用をしていける施設についても地区の方にまずはその意見を聞いてみるということが一つの方法としてあるのではないかとということで、今、自治会連絡会の中で地域の方にそういう働きかけをしていただいているところでもあります。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 総合計画の今策定準備、30年からのスタートを目指していると、それから今回の特徴的なのは各地区に地区別計画を持って、それを総合計画に反映をさせていくということで、それぞれの地区でワークショップも含めた検討は進んでいるんだというふうに思います。

そして、例えばこの中多寄小学校の跡の利用について、この総合計画の地区別計画を広範囲にやるのも大変なんです、地元では。そういう意味では、この中多寄小学校の跡地について、一旦農業研修施設を断念をしたということで正式に方針を出したのであれば、改めて市内かあるいは地域か、検討していただくメンバーと行政と寄って、この問題について集中して検討したらどうなんでしょうか。これ提案をしたい。これについて見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 中多寄地区といいますか、多寄地区にある施設でありますので、地区の方のまずは御意見を伺うということでもあります。

それで、先ほどの答弁の中でも、地域公共施設のマネジメントも念頭に置いてということで、我々はいろんな角度からあそこの活用を検討してまいりました。その中では、既に老朽化して、今後改修あるいはランニングコストがかかるような施設をあそこに持っていったらどうかといったような検討もしたわけではありますが、士別市として見れば、一方にある施設を他方に移すということは、一方ではプラスになりますけれども他方ではマイナスになるということで、全体としてはプラスマイナスゼロかなど。費用の面とかいうことではマネジメント上はプラスになるというふうに思いますけれども、それよりも市外からあそこの活用の芽といったようなものが例えば入ってくるとすれば、これは新たな人の交流、あるいは投資、あるいはそういったものもあるということでもありますので、今、大西議員の御提案ありましたとおり、まず

は地区の方の御意見を聞くということをしてまいりたいと思いますけれども、それも含めて市内全体あるいは市外に向けても、その意見を聞くといいますか活用の方向性を見出す手段としては向けてまいりたいというふうに考えます。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 2回の持ち分終わったんですが、納得できません。もう一回だけいいですか。

○副議長（谷口隆徳君） 一応2回というふうに決まっておりますので、それ以上のことについては、ちょっと今ここでは、きょうはできないものであります。

（「議長」の声あり）

○副市長（相山佳則君） ちょっと言葉足りなかったかもしれませんが、今の大西議員の御提案はしっかりとあそこの活用をするような検討の機関をつくって、そこで検討をしてということですので、そのことはしっかりと御提案を受けてやっていきたいと思います。その検討機関の検討の材料としてはいろんな方向に向けていきたいということで申し上げたわけでありまして、基本的なことがちょっと言葉足らずでありました。

以上でございます。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 士別市受入農家協議会設立についてお伺いいたします。

農業研修者の受け入れと新規就農者及び新規参入者等の確保、育成、推進を目的として士別市受入農家協議会が設立をされました。

今までの農業研修生の受け入れについては、指導農業士の皆さんを初め、さまざまな方々や団体の協力によって行っていましたが、協議会が設立されたことによって受け入れ農家間の連携が密になることで受け入れ態勢が確立され、本市農業の将来を担う人材育成の役割として、その効果に大きく期待をするものであります。

そこで、設立に至った経緯と内容についてお伺いいたします。

当初は、平成27年度末までに受け入れ農家の体制をつくるとしていましたが、平成28年10月の協議会の設立となりました。当初の予定どおりだと平成28年、いわゆる本年度から活動が可能だったというふうに思いますが、設立までに時間を要した理由について、まずお伺いしたいと思います。

次に、農業研修生の受け入れに当たって、士別市担い手支援協議会と受入農家協議会が事前に受け入れ地区、受け入れ農家の選定、研修内容の検討を行うことになっていますが、受入農家協議会と地区支援体制としての市内7地区の新規就農支援チームがどのようにかかわっていくのか、また、農業研修生の研修期間の滞在について、担い手支援協議会と受入農家協議会でどのように確認をされているのかお伺いをいたします。

次に、受入農家協議会を運営するに当たって、設立時の事業計画では予算措置がされていませませんが、運営費に対する考え方とあわせて研修受け入れ農家等の指導助成の交付手順につ

いてもお伺いしたいと思います。

次に、新規就農支援体制の中で、各組織の事務局体制としては、士別市担い手支援協議会が市、士別市受入農家協議会がJA北ひびき、地区支援体制としての市内7地区の新規就農支援チームはJA北ひびきがそれぞれ担うことになっています。この体制が最も効果的で運営がスムーズだと判断をした理由と、それぞれの組織に対する行政の具体的なかかわりについてお伺いをいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

農業研修生受入農家協議会の設立についてですが、新規参入者等の担い手の確保・育成は、本市の基幹産業である農業の大きな課題であり、士別市農業・農村活性化計画に位置づけし、士別市農業・農村担い手支援規則に基づく事業などにより推進してまいりました。

しかし、新規参入者の数がなかなか増えないことや農家戸数の減少が続いていることなどから、農業委員会、農政対策協議会などの農業団体などからも市に受け入れ態勢の強化を求める意見、提言など毎年寄せられてきたところです。

このような中、市では平成27年10月策定の士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の二本柱の一つに農業を据え、受入農家協議会の設立を農業者に呼びかけ、各農業団体、農業者の協力を得て、28年10月17日に設立に至りました。

協議会は、各地区ごとに中山間代表、農協理事、農業委員、受け入れ農家、指導農業士で構成されます新規就農支援チームにより市内7つの地区に配置されたところです。

そこで、設立まで時間を要した理由についてですが、当初予定では28年3月中旬までの募集期間で農業者全戸に対し受け入れ農家の募集を行い、3月末までには協議会を設立する予定で進めておりましたが、募集の結果、受け入れ農家に御協力いただける方が少なく、また、地区別に見ても応募がない地区もあったため、協議会の設立に至りませんでした。

そこで、改めて体制の構築を目指し、就農で成功している朝日地区を参考に、各地区から新規就農支援チームとして参加をお願いするとともに、4月に入ってから中山間地区代表、農協理事、農業委員等の御意見をいただくなど、協議会設立に向け準備を進めてきたところです。

設立には、各地区の御理解と御協力が必要なことから、7月からは農業委員の協力により全市13地区での意見交換会を開催し、受入農家協議会の仕組みを説明、新規就農者に対する地区の状況把握と情報提供を行ってまいりました。

このように地域の円滑な体制づくりに時間を要したため、結果として設立は10月17日となったところです。

次に、士別市受入農家協議会と新規就農支援チームのかかわりについてです。

まず、受入農家協議会は、農業研修者の受け入れに当たって、受け入れ農家と各地区での合意形成を図りながら農業研修者がどの地区で研修するかなどの各地区間の調整や研修内容の決定などを行います。また、各地区の新規就農支援チームは、各地区が主体性を持って新規参入

者の指導に当たる仕組みになっており、農業研修者を地域ぐるみでサポートすることに加え、受け入れ農家に対してもチーム全体で支援しながら就農に向けた取り組みなどを行います。

農業研修者の研修期間の滞在については、各地区にある教員住宅の空き住宅や旧教員住宅を活用することで協議しており、受入農家協議会との確認方法につきましては、月に一度の士別市担い手支援協議会の定例会議に新規就農支援チームの事務局も参加することから、そこで情報共有を図る考えでおります。

次に、受入農家協議会の運営費に対する予算措置の考え方については、10月17日に受入農家協議会が設立となり、現在、研修内容の検討を進めている段階であり、今後、担い手支援協議会において協議し、必要な経費が明らかになった段階で予算措置について検討してまいります。

また、研修受け入れ農家等の指導助成の交付手順については、現在6カ月を超えて就農研修者を受け入れる農家等に支援しており、指導農家は受け入れ開始30日前までに直接市に申請書を提出していただき交付を受ける手順となっており、今後、複数の受け入れ農家が指導することも考えられることから、研修内容に合わせ対応を検討してまいります。

次に、事務局体制についてですが、士別市担い手支援協議会については、士別市農業・農村担い手支援規則取扱要綱で市が事務局と定められており、本市の担い手対策全体を推進する役割を担っており、農業者同士での協議の場となる士別市受入農家協議会及び新規就農支援チームの事務局は同じ農業者の団体である農協となっております。この役割分担につきましては、農協と協議をして確認してまいりましたが、農協が事務局を担当する最大の利点は、農業者の意向を常に把握しており、更には地域の営農に精通していることから、効果的かつスムーズな運営が可能と判断しております。

また、市の具体的ななかかわりについてですが、担い手支援協議会は、市、農協、農業委員会、普及センターと連携し、新規参入者の確保を推進することが基本となっており、市はこの代表機関であり、事務局として関係機関と連携した対策を進めてまいります。今回、29年度からの農業研修者を確保する対策として、地域おこし協力隊の募集を行うことや、募集内容について協議したところです。

受入農家協議会は担い手支援協議会と連携して新規参入者の確保を推進することになりますので、市の役割としては、連携する上で必要な情報提供等であり、現在、研修の方向性について資料整理をしており、できるだけ早い段階で29年度の研修内容の検討ができるよう作業しているところであります。

新規就農支援チームに対しては、担い手支援協議会の構成員である普及センター、農協が中心に受け入れ農家で研修中の農業研修者に技術指導を行うこととなり、市は研修の状況を把握しながら、必要に応じ、構成団体と連携して支援することなどのかかわりとなります。

このように農業者や農業団体と協力し、受入農家協議会、新規就農支援チームが設立され、今後はそれぞれが連携を深め、スムーズな体制により研修や就農対策の強化を図りながら新規就農者の確保・育成に引き続き推進してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） まず、受入農家協議会と地区支援体制における新規就農支援チーム、これ質問させていただいたのは、設立総会の原案を経済部からいただきました。フローチャート、手元にあると思いますが、これを見ると土別担い手支援協議会が研修実施、地区支援体制に真つすぐ連携をしている。ところが受入農家協議会と地区支援体制についてはフローチャートでは連携がないことになっている。これ不思議なので質問させていただきました。この点が1点。

2回しか質問の機会がないので、まとめて言いたいと思います。

それから、もう一つは事業計画を見ると先進事例の視察というのがあるのかなというふうに見たんですが、ありません。これはこれから協議して、もしやるとすれば、改めて予算措置をしたい。こんな設立の議案があるのかどうか、不思議ですけれども、この点。これはそういうことでいいのかどうか。

それからもう一つ、新規支援チーム7カ所、市内あります。これは恐らくというか、中山間地区を対象にしているんだというふうに思います。特に報道もされていますけれども、朝日については中山間事業で以前から新規就農に対する支援、中山間事業として取り組んでいました。この朝日地区については当然支援チームについてはそういう認識はしっかり高いし、あるんだというふうに思います。ほかの6地区について、この受入協議会ができて、各、今、経済部長がおっしゃった新規支援チームの役割を、中山間地区、各6地区の皆さんがそれを把握しているんだろうかと、しっかり周知をして、それをしっかり捉えているんだろうか、目的も含めて。この点について確認をしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

今のフローチャートの関係ですけれども、済みません、議員の皆さんにはお手元がないのであれなんですけれども、こういうようなフローチャートなんですけれども、このフローチャートには受入農家協議会とその下の支援チームのところの関係がちょっと出ておりません。

ただ、私ども考えているのは、この支援チームというのは各地区の受入農家協議会というような考え方でこのフローチャートの示し方をさせていただきました。それで、本来であれば、この下にこう矢印が入ってくるのが本来だと思いますが、この支援チームのメンバーには受入農家協議会のほぼメンバーが入ってきておまして、特に事務局も同じ事務局というような考え方もありましたので、このフローチャートのつくり方が申しわけなかったかなというふうに考えておりますが、今申し上げたようにその下にあるというようなことで、ここは全てつながっているというか意思疎通がされた中で支援ができるというような体制づくりに進めていこうというような考え方でおります。

それと視察の関係ですけれども、これについても、今御指摘のとおり事業の総会のときにはそういったその予算的なものは特に示させていただいておりません。このときも、初めてこう

いうものができ上がったものですから、今後そういった予算的なものについても協議の中でこういうことが必要だというようなことが視察も含めて出てくるのではないかなというふうに考えておりますけれども、そういった部分で予算措置に関してはそういうところも踏まえて協議をしたいというふうに考えております。

それと、朝日の地区以外の6地区の考え方ですけれども、6地区の中山間の代表の方、またそれ以外の役員の皆さんにも、この協議会の中身については随時、設立総会以前にもこういう考え方ですというようなことで説明をさせていただきながらお示しをさせていただきながら設立したというつもりでおります。ですが、まだこれも支援チームも含めてまだまだ中身のことが十分伝わっていないというようなこともありますので、今後については支援チームを中心とした各地区、受け入れの農家さんもそうなんですけれども、そういった中できちっと4月1日に向けて動けるような体制をつくっていくために、これから3月までに何回か支援チームとの協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 今回、これ、先ほど冒頭申し上げましたけれども、これ大事なことなんだというふうに思います。

今、高齢化、担い手不足で基幹産業の農業がだんだん就農者が少なくなることによって衰退していくということですから、この新規就農者を受け入れると、こういう組織が大事だというふうに思いますけれども、私の個人的な印象として、この設立総会、これ本当にいいことだというふうに思いますけれども、受け入れ農家の皆さんに希望をお聞き取りしてからばたばたとつくったという印象があるんですね。ですから、これせっかくできたものですから、例えばさっき言ったフローチャートだって、これ農業者の皆さん、この問題を見たときに一目でわかるようにしなきゃだめだと思うんです。フローチャートを一々説明しなかったら理解できないフローチャートなんてあり得ませんから、そういう意味ではこれは手落ちだし、もろもろができてから改めて予算措置をしたいということもどうかと思うので、その辺しっかり、この受入協議会ができたので、これを中心に担い手あるいは新規就農者確保を十分ここでできるように行政として、もちろん農業団体も含めてでありますけれども、しっかりこれを運営してほしいなという希望であります。

経済部長、そこでしっかりやるという決意をいただいて質問を終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再々質問にお答えします。

私ども行政も今の農業の置かれている立場というか、どんどん農家戸数が減っている中で、この土地を守っていかなくや、農業を守っていかなくやならないという中で、この新規就農者の確保・育成というのは本当に大事なことだというふうに考えておりますので、今、大西議員

から御指摘がありましたところも十分踏まえて、今後スムーズな運営に努めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（谷口隆徳君） 7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、福祉施策関連の介護従事者の不足についてであります。この現状は本市だけの問題ではなく、全国的なものとなっており、厚生労働省は6月24日に2025年度に介護職員は全国で38万人不足するという統計を発表しました。2025年といえば団塊の世代が75歳以上になる年としており、要介護者も相当数に上ることが予測されることを考えると、それは大きな衝撃でした。しかも、今年の2月に約33万人の介護従事者が不足するという暫定値の公表がされたばかりにもかかわらず、更に5万人が増えた数値が発表されたため、なおさら超高齢社会の介護に対する不安が広がっています。

このような中で、国は介護職員の人材確保のために介護人材1人当たり月額1万2,000円相当の賃金改定を今年の4月から実行している一方で、事業者を支払われる介護報酬が引き下げられてしまったため事業者に対する負担が重くなり、実際には賃金が上がったものの現場での待遇面や福利厚生が低下してしまったりする現象が起っています。

2ユニット18床のグループホームの事業所にお聞きすると、年間約420万円もの減少だと。利用者からの負担を増額することもできず、経営としては大変厳しい状況だと。国の施策が介護従事者の不足に一層拍車をかけていると訴えています。

そこで、この現状については、市議会でもたびたび議論をされている課題でもあり、行政も本年度から新たな取り組みも行っていることから、まずはその実績と成果等についてお伺いをしたいと思います。

今年の第2回定例会で、喜多議員が、介護離職者の課題を中心に介護施設と介護従事者についての質問をされており、その実態と対応についてはこのような内容で答弁をされています。市内の介護施設は15カ所あり、そのうちハローワークに求人の申し込みをしている施設は13施設で、その人数の総数は36人となっている。施設によっては介護従事者の不足により空き部屋となっているところもあり、喫緊の課題として市内に就労する介護従事者の確保及び定着を図るため、介護従事者新規就労定着支援事業を本年度より開始しました。この事業は、これから介護職を目指す初任者研修受講者に対して7万円を上限に費用の3分の2以内を貸し付けし、市内の同一事業所に3年間勤務することで償還を免除するもの。更に高校生を対象に高齢者福祉に対する理解と介護職場への興味を持ってもらうための介護職場体験を行うものとしていましたが、今日までのこれらの実績をお聞かせをいただきたいと思っております。

私も介護従事者の不足について、直接ハローワークに行き職員の方と意見交換をさせていただきました。事業所の中には、幾ら求人を出しても、新たに来てくれる人はいないと判断され、申し込みすることさえやめられた事業所もあるとのことでした。この地域では、もはや介護職を希望する潜在的な人はいないのではないか、ほかの地域から来ていただくか、新しく育

成するしかないのではとも話されていました。

しかし、全くないわけではないと。60歳を超えた方の中には介護職を希望する人もいるが、雇う側としては事業内容が重労働といったこともあり、新たに採用することにちゅうちょされている傾向にあるとも言われていました。

私は、このような現状から、介護従事者の人材確保に当たっては、今年から始めた初任者研修事業者に対する助成制度では不十分と考えています。離職率が極めて高い職場であることや、人が不足している中で残された人に過酷な負担がかけられる、よって退職につながるといった悪循環になっています。これらに対応するためには、もはや一事業所の努力では限界があるのではないのでしょうか。人がいないからどなたでも働いてくれませんかの状況では、介護の質も低下するばかりです。そうなる大きな事故が起こり得ることも考えられますことから、行政としてもしっかりとした対策を考えていかなければなりません。

管内の自治体を調査すると、医療技術者と同様な就学資金制度を導入しているところも出てきていることから、更なる何らかの支援策を講じる必要があると考えます。しかし、行政単独の支援策ではなく、民間事業者も加わって何か新しい制度の検討も早急にやっていただきたい。そのために、行政が音頭をとって協議会なるものを立ち上げ、関係者が一丸となって知恵を出し合い、この課題に当たることはできないもののでしょうか。もちろん国や北海道に対しての要請は無論のこと、地域全体の課題として取り組んでいただけないものでしょうか。

次に、私は、10月に医療総合卸の道内最大手企業が介護関連のロボット技術を使った製品を紹介する展示会が札幌でありましたので、行ってきました。坂道でも楽に移動できる電動アシスト機能付きの歩行器や夜間のおむつ交換が必要なくなる尿の自動吸引マシンなど、最新式の用具が紹介されていました。

その中でも特に興味を持ったものが、移乗アシスト器なるものですが、これはベッドから車椅子やストレッチャーに介護従事者1人で楽に移動させることができる器械でありました。これを作成したメーカーの方に話を伺うと、介護従事者が不足をしていると、それは介護といった仕事が重労働で体がついていけない、続けていくことができないことから非常に離職者が多いのが現状となっていることから、少しでもその人たちの仕事が軽減されることができないかといった視点から研究を重ねてきた。1台100万円相当するが、国からの2分の1の補助があると言われており、労働環境の改善を図る意味から介護従事者の確保につながるとすれば、この種の器械の導入に当たっても行政からの支援策の一つと考えることはできないものでしょうか。

次に、災害時における福祉避難所についてお伺いをいたします。

現時点で、市が指定している福祉避難所は8カ所になっていますが、今年の大雨で文化センターに車椅子の方が避難をされていました。この方は本来、文化センターに避難をするのではなく、福祉避難所に避難されるべきではなかったのではないのでしょうか。福祉避難所に避難する定義みたいなのはあるのか、改めて確認をしておきたいと思います。

あわせて、8カ所の中には市内のホテルや特別養護施設などの入所施設が指定されていますが、いずれも空き部屋、空きベッドがあれば対応できるでしょうが、極めて受け入れ人数には制限があるような施設であります。更に、保健福祉センターは生活施設ではないために福祉避難所としては適さないように思われますが、今後、この福祉避難所を更に拡大していく考えはないのかお伺いをいたしまして、最初の質問とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から介護従事者の確保施策等について答弁申し上げ、福祉避難所については総務部長から答弁申し上げます。

初めに、介護従事者の現状についてです。

介護施設の求人等の状況については、12月5日現在では13の施設で31名の求人があり、前回の調査から約半年が経過し、若干の改善は見られるものの人材の不足は続いている状況にあります。

次に、今年度から新規事業として実施している介護従事者新規就労定着支援事業についてですが、この事業は2つの事業から成り、まず1つ目の介護職を目指す初任者研修受講者に対する貸付事業については、これまで2名の方からの問い合わせがあり、その方々には貸し付けに必要な書類をお渡ししていますが、現在貸付申請には至っていない状況です。

初任者研修会については、来年1月21日から5月21日までの期間で、本市を会場として開催される予定となっておりますので、より多くの方がこの制度を活用して受講いただけるよう、研修会の主催団体と連携を図っているところです。

2つ目の高校生向けの介護職場体験事業については、まず11月17日に士別東高校の1年生5名が朝日地区の特別養護老人ホーム美土里ハイツにおいて、施設見学のほか、食事の配膳や介護予防運動などを体験され、来年1月には士別コスモス苑において翔雲高校生の職場体験を予定しています。

この事業に参加した士別東高校生のアンケート結果を見ますと、「参加してよかった」「今後も参加したい」などの回答があった一方、介護職場への就職希望については、「わからない」「思わない」といった回答も出されており、介護職場への興味は一定程度示していただいたものの、まだ1年生ということもあり、将来の就職先としては他の職種など幅広い中で決めていきたいという思いがあるものと考えています。今後もこの体験事業を通じ、介護職場への理解と興味を深めていただきながら、より多くの高校生が地元の介護職員の一人として就業し、定着してくれるよう、学校や参加した高校生に働きかけてまいります。

次に、新たな制度の検討についてであります。

まず、介護従事者の人材確保については、本市だけに限らず、全国的な課題となっており、市長会や知事会なども国に対して介護職場の人材確保や処遇改善等を求める支援要請を行う中で、自治体の中では、本市のような貸付制度のほか事業所への補助制度、松ヶ平議員からのお

話しの就学資金制度など、さまざまな支援を進めているところもありますが、十分な人材確保には至っていない状況も見受けられます。

高齢化が進み、介護施設の需要の高まりが想定される中で、介護従事者の確保策については市としても重要な課題と認識しており、今後も国などへの要請活動はもちろんのこと、市内の事業所が参集する地域包括ケア会議などにおいて現行制度の検証を行いながら、新たな実効性のある人材確保対策について協議・検討してまいります。

次に、介護ロボットの導入支援策についてであります。

介護ロボットについては、介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る上で近年研究が進み、ベッドから車椅子などへの移乗を助けるものや路面環境に応じたブレーキ制御機能を搭載した歩行器、介護従事者自身が身につけるものなどさまざまな形態のロボットが開発されています。

このロボットの導入支援については、北海道の補助制度として機器1台につき10万円を補助上限額とした介護ロボット導入支援事業があり、松ヶ平議員が推奨するロボットについても補助の対象機器になっています。

そこで、本年8月に市内の介護施設全てに対して、この制度の周知とあわせ活用に対する要望調査を実施しましたが、現在のところ希望する施設はない状況であります。

介護ロボットについては、まだ開発段階ということもあり、高額なものも多く、加えて安全性や利便性など導入に当たっては慎重に検討する必要があると思われませんが、施設によってはロボットの導入による労働環境の改善が介護従事者の確保にもつながる可能性もあるものと考えますことから、まずは事業所に対し、介護ロボットに関する情報提供を行いながら、導入に対する意向など意見交換を行う中で、その支援のあり方について検討してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、災害時における福祉避難所についてお答えいたします。

福祉避難所は、高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児など、避難所生活において特に配慮が必要な、いわゆる要配慮者が滞在できる避難先として設定しているものであり、必要に応じて開設することになっています。

本市では、高齢者福祉施設である桜丘荘、コスモス苑、ボヌール士別、朝日美土里ハイツの4施設に加え、宿泊施設であるグランドホテル、美し乃湯温泉、翠月の3施設と保健福祉センターの合計8施設を福祉避難所として指定しています。

この夏の大雨による災害発生時には、つくも青少年の家や文化センターなどを指定避難所として開設し、お話のありました車椅子を利用されている方については文化センターの和室に避難していただいたところです。

この方の場合、避難勧告などの対象地域以外にお住まいでしたが、日ごろから文化センターを利用しており、車椅子でも安心して過ごすことができると判断をされ、自主避難されました。

また、災害対策本部としても、避難が短期間と見込まれたことから、福祉避難所の利用は見送ったところです。

次に、福祉避難所への受け入れ人数と保健福祉センターの指定に関してのお尋ねがありました。

8施設合計の受け入れ可能人数は100人と設定しており、今日までの避難状況などからは対応可能と判断してきたところです。また、保健福祉センターについては、他の施設に比べますと設備等は充実していない部分もありますが、内閣府のガイドラインでも利用可能施設と位置づけられており、要配慮者の受け入れ可能なスペースと調理室なども完備していることを初め、病院が併設しており医療支援も受けられることから、福祉避難所に行っているところです。

こうした状況にはありますが、これまでにない大規模な災害が発生した場合は設定を上回る避難希望者も想定されることなどから、新たな福祉避難所の指定や指定避難所の拡充について、そのあり方も含め、引き続き検討してまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 確認を含めた再質問をさせていただきたいと思います。

介護従事者のその制度について、新たな制度を検討していただけるということなんですけれども、実は初任者研修のその上限7万円という制度で問い合わせが2件あって、まだ申請をされていないということで、この内容については予算審査特別委員会のときにも井上議員からも質問でやりとりしていたんですけれども、この制度、勤まるかどうかわからないけれども、どうしようかと考えている人がお金を出して研修受けますかというんですよね。不安だから、どうしようかと迷っているんで、この制度でいくなれば、施設で働いて経験された、1年経過、2年経過した人も、仕事を定着、介護職を定着させるということでは、そこになぜ対応していかないのかなと。不安があるので、あくまでも初任者のこれから勤められている人という限定になると、物すごく、極めていないと思っているんですよね。だから、そういった意味では、うちのせっかくつくった制度なんですけれども、あくまでも新規に限定することなく、2年目、3年目の方々にもそのチャンスというか機会をぜひ拡大すべきだというふうに思っています。この制度でいけばね。

国が制度を変えたから、ホームヘルパーの制度を変えたから、この初任者研修とか出てきたんですけれども、実務経験が4年に入ると、今度実務研修を受けることになります。でも、この初任者研修を受けていないと実務者研修、その初任者研修も受けなきゃいけないので、余計その研修期間が長くなるとするならば、ただでさえ事業所、その介護職が少ないのに、じゃ実務研修を受けてくださいというときに、なかなか送り出せない。そういう点でいけば、ぜひ、今、働いてくれている2年目、3年目の人たちもこの初任者研修、うちの助成制度を該当させて、少しでもスキルアップをして離職をさせないと、そういった考えで、ぜひこの制度だけは新年度も改定できないのかなというものがまず1点、お伺いしたいと思います。

2点目は、多くの市内の事業所がこれだけ介護従事者が不足しているんだけどもという前提で、実はうちのコスモス苑、桜丘荘に職員を派遣しています。6名から7名派遣をしていますが、この年度で切れます。一度にその6名から7名が市内の介護従事者としていなくなったら、うちのところから持っていかれるんじゃないかと。人数少ないところに市の職員の派遣打ち切ってやめたら大丈夫か、おいという不安も出ていますので、ぜひ、うちの職員の派遣が終わって戻したときに、その事業所が市内のよその事業所から要は引き抜くとかという、そういう悪循環に陥ることはやめてくれという要望もありましたので、その派遣が終わるときにその体制、今指定管理になっている事業所の確保と、そういうものが今どうなっているのかを確認をしたいと思います。

最後、福祉避難所ですけれども、短期間という判断だからということで文化センターなりはいいんですけれども、本当に高齢者の方が避難をされるときに、大部屋に行ってごしゃごしゃしたときに相当やっぱりストレスたまると思うんです。高齢者の方が避難される、自主避難をされてきたときには福祉避難所に指定するという仕組みもつくっておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

思ったより、自分の寝ている布団を離れたときにストレス含めて大変気になる部分もありますので、短期間といいながらも、その福祉避難所を利用するという形ができないのかどうか含めて、この大きく3点、お聞きをしたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 質問にお答えいたします。

まず初めに、介護初任者研修の部分でございますけれども、この制度をつくった際の経過なんですけど、これについては介護従事者、1つの事業所でなかなか確保対策がとれないというようなことで、4つの事業所がこの研修を開催をすると、計画を持たれたということから、市のほうも何か支援ができないかということで協議を進めました。その際に、市のほうは新規に就労する希望者について支援をして、また、今現にお勤めになっている、就労している方については事業所のほうで責任を持って育成するという、まずはそのところから始めましょうということでこの制度を導入したということになっています。

それで、今、議員のほうからも話ありましたように、今、2名の方が申請書をお持ちになっているということで、この制度、研修が終わってからの申請ということになりますので、その方々が間違いなくこの制度を使っていただけるかどうかということについては、まだこの先見してみないとわからないことになってしまいますけれども、いずれにいたしましても、この介護従事者の確保対策というものは本当に重要な部分だというふうに考えておりますので、ケア会議等々含めて、今また移住対策も含めて、この今の初任者研修、これのあり方も含めて検討してまいりたいと思ひまして、また新たな介護従事者確保策について検討してまいります。

それと、三愛会の派遣職員の部分でございましてけれども、これについては、今、7名の方が派遣ということになっておりますけれども、今、三愛会との協議の中では、全員が29年3月で

派遣終了ということで今準備を進めているということでお聞きしています。

今後、年内にまた三愛会と職員の部分で協議をする場も設けていきたいというふうに考えておりますので、議員のお話も踏まえまして協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 私から、福祉避難所の関係についてお答えをしたいと思っておりますが、もう1点、今の保健福祉部長からの答弁、若干補足ということで先にさせていただきたいと思っております。

御心配いただいておりますように三愛会のほうに派遣している私ども市の職員、当然まとまった人数がそこでいなくなるということで次の体制に影響があるのではないかとということ、これは既に数年前からそこも考慮してまいりました。そういった中で、例えば昨年度においても、これは派遣から戻っていく職員の職場での対応のこともありますけれども、いわゆる激変的な形が起きないようにということで、年度途中での戻りということも含めて取り扱いもしてきましたし、本年度においても3月に全員がということのないようにということで、実は年度途中に1名、派遣から戻っているという状況もあります。

この間も、三愛会ともそのことの心配の話をずっとしてきていますし、今後も、今、保健福祉部長からあったように再度、三愛会とも、それから派遣している職員とも協議していきます。7名のうち1名については看護のほうの仕事をしています。その部分でも、昨今、制度がちょっと変わってきているということもありますので、いろんな意味で、介護のみならず、そこに、介護職場に関係するスタッフの体制というところで確保が難しい部分もありますが、ほかの市内の事業所に影響のないように、再度三愛会にもお話をしていきたいと思っております。そのように進めてまいります。

次に、福祉避難所の関係で、短期間であっても、やはり高齢者の方々のストレス等々考える場合にはしかるべきスペースが確保できるものということであります。

正直、今回もサイクリングターミナルのほうに避難いただいたケースで、私、市長もそこに慰問に行ったわけですが、そのときに私も同行させていただいてお話しもさせていただきました。

中には、たまに地域の皆さんと一緒に過ごすことで、それもそれでありだなと思うという話もありましたけれども、一方では、やはりずっと寝ていらっしゃる方もいました、実際に。そんなこともありますので、やはり一定のプライバシーなり保護できることもそうですけれども、少し安らいで避難生活を送れるということが必要だと思っています。

今回、文化センターにおいても、実は和室ということで大部屋のような作りではあったんですが、先ほど御質問いただいて答弁した方については、中の仕切り、引き戸を完全に閉めて、たまたま骨折をされていて車椅子利用ということでしたので、トイレにもなかなか行けないということで簡易のトイレも使っていらっしゃいましたので、そこはもう完全に他とは仕切ると

いう形で対応させていただきました。

なかなか福祉避難所に見合うところというのも実はありそうでありながら、人の体制も含めて、その受け入れ先にもかなりの協力をいただかなきゃならないこともありますので、先ほど申し上げたように今後はそういう対応も含めて検討していきたいと思うんですが、一応、先ほど言った内閣府のマニュアルでは、小中学校であっても、あるいは公民館であっても福祉避難所としての指定は可能だと、しかしながら、例えば要配慮者の方がいる場合については、例えば一般の方が体育館で避難生活を過ごしているとしても、その方たちに関しては例えば教室を使っただけとか、そういう工夫もこれは絶対的に必要だというふうに言われていますので、そういった意味の視点も含めて、今後、より避難生活が、中には短期と思っただけでも長引く場合も時としてありますので、その辺あわせて考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 次に、公共施設マネジメント計画についてお伺いいたします。

国は、平成26年度地方財政計画において、公共施設などの総管理計画の概要を示し、昨年の4月に同計画策定に当たっての指針を市町村に通知しました。その内容は、インフラを含めた全ての公共施設などを対象に老朽化や利用状況を把握し、更には総人口、年齢別人口についての今後の見通し、維持管理、更新にかかる経費や財源などを分析の上、今後の公共施設などの管理に関する基本方針を定め、計画期間については10年以上が望ましいとしています。

そして、地方財政措置としては、平成28年度までに計画策定する自治体に対して特別交付税で一般財源所要額の2分の1が措置されるほか、計画に基づく公共施設などの解体経費については地方債の特例措置が創設されたところです。

本市も、今後、多くの公共施設が改築や大規模改修の時期を迎えることから、更新等に関する経費は大きな財政負担となることが予想されること、更には人口減少や高齢化の進行、市民のニーズの多様化により公共施設に求められる役割も大きく変化してきており、将来を見据えた公共施設のあり方における基本的な考え方や公共施設の適正な維持管理や再編における基本的な方策を示し、次世代に負担を残さないために、公共施設マネジメント計画を2年間で策定しているところでありますが、このことについては幾度となくこの議場でも議論されているところでありますが、11月21日にこの基本計画の骨子が議会の全員協議会で説明があったところであり、更には先月には総務産業常任委員会で栃木県日光市の視察にもこの内容で取り組みを伺ってきたところでもありますので、改めて本市の計画内容と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

最初に、計画の期間であります。2017年から2041年までの25年間としています。次期総合計画の期間と同じにするために1期目を2017年から9年間、2026年から8年間を2期とし、2034年から8年間を3期として想定しています。昨年度の予算特別委員会では、30年以上をおおむね想定しているとしていましたが、25年間とした理由を改めてお聞かせをいただきたいと思います。

思います。

総務省が公表している将来の更新費用の試算における条件として、一般的な耐用年数を鉄筋コンクリート造で60年間、軽量鉄骨造や木造で40年間としています。公共施設全体が大規模修繕や建てかえが1回転するまで最低でも40年間の期間は必要と考えますが、25年間という短い期間を設定したのかをお伺いいたします。

次に、今後25年間で不足する将来的な財源は約240億円であり、公共施設の建築物面積削減は約20%で6.5万平米を削減するとしています。具体的に何をどうして削減するのかはこれからとなっています。日光市では、基本計画の中では具体的にどこのどの施設を何年度には廃止や統廃合とすることを市民との合意も取りつけての計画となっています。当然行政では、専門の部署を配置し、専門に職員が張りついでの計画でした。白書の作成から実行計画までは5年の期間をかけ、更には公共施設の適正配置に係る市民検討委員会も組織しながら取り組んでいました。それと比較をすると、今回の本市の計画は大丈夫なのかと不安視するものです。

更に、施設の評価と施設の方向性は曖昧過ぎるのではないのでしょうか。もう少し具体的に記載しないと、どの施設がどう評価されているのかもわからないものとなっています。これでは総論賛成各論反対となり、計画の実効性は極めて薄いものとならないのでしょうか。統廃合や廃止といった方向性ならば、その施設のそれぞれの部署の担当者が関係団体や関係者と協議をしていくのでしょうか。それではなかなか同意をとることが難しいと考えますが、計画の実行計画は具体的にどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、この計画の市民への周知はどのように考えているのでしょうか。計画の実行のためには何よりも市民の理解が不可欠です。行政と市民が一丸となって取り組まなければ、計画の実効性だけではなく、市全体の財政計画にも狂いが生じて、最終的には次の世代に負担を残すことになりかねません。市民と情報を共有し、共通認識を持つためには、どのような手法で実施するお考えなのかをお伺いをしたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、この計画の計画期間についてです。

昨年の予算審査特別委員会で大西議員の御質問にお答えしたとおり、全体の計画期間については中長期的な展望に立っておおむね30年を目安とするとともに、総合計画等との整合を図ることを前提として検討を進めてきました。その結果、この基本計画については、総合計画と連動させるため、1期目のみを9年間とし、2期目、3期目については8年間とする25年間を計画期間とすることが望ましいと判断したところです。

その考え方として、本計画は長期的な展望に立って策定しなければならない一方で、各施設の老朽化が進んでいる本市の実情にあつては、築後30年以上を経過している施設が約4割を占めているという現状にあつて、具体的な数値目標を掲げ、これを達成していくためには余り長期的な期間を設定せず、総合計画3期分程度とすることによって実効性を確保することが極め

て重要ではないかと判断したことが最大の理由です。

次に、施設の評価や方向性と実行計画についてのお尋ねがありました。

昭和と平成の二度の合併を経てきた本市は、多くの施設を保有しており、335の建築物を維持管理しているところです。このため、本計画においては、個別の施設ごとではなく、保健医療施設や集会施設、社会教育施設など、提供するサービスの性質に基づく施設類型別に方向性を定めるものとししました。その上で、サービス提供主体の多様性や施設の汎用性などの4つの視点によって検証し、評価を行ったところであります。この類型別の評価を基本に、実行計画に相当する個々の施設の方向性については、現在策定作業を進めております次期の総合計画、この検討の中で具体的に盛り込んでいくという考えであります。

次に、本計画の市民周知についてです。

本計画の策定に当たっては、各層、各界や地域の代表者の方々20名で構成する次期総合計画検討市民委員会において検討を重ねていただいていたところであり、その検討内容も含め、計画の骨子を取りまとめた以降は、去る11月21日の議会全員協議会での説明も経まして、各地区での地域政策懇談会において情報提供と意見聴取を実施してきているところであり、更に今月の21日には全市的な市民説明会の開催も予定しているところです。

これらの機会を通じていただいた意見も踏まえて成案化を図った後、明年1月には所定の手続にのっとりパブリックコメントを実施し、更に広く情報提供と意見聴取を進めていく考えです。

今後においても、広報紙やホームページでの情報提供はもとより、各地域などからお声かけをいただけるようであれば、積極的に出前講座等にも出向いて説明をさせていただく考えであります。加えて地元紙の御協力も得る中で情報の共有化に努めてまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁いたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 全員協議会の中でも若干質問させていただいたんですけども、この基本計画の骨子で、最後に追加された分で、更新見直し等の検討を行う公共建築物ということで、うちのこの計画案では検討時期を1期と2期以降に分かれています。その中でも、先ほど言ったんですけども、公共施設の面積削減数値は20%ということは、少なからずともここに書かれている数字の何とかはもう廃止をするということに具体的にしていかなきゃいけないと思うんです。

ただ、うちの計画では検討するという時期だけの表現で終わっていますので、幾ら総合計画の市民検討委員会の中でそこまで議論されていないと思うんですけども、本当にこの施設、廃止しますと言ったところは、その単品単品で議論していくのかと。

先ほど大西議員の中でもありましたけれども、旧中多寄小学校もその検討委員会をつくってやる。当然どう使うかということ、それも必要なんでしょうけれども、そういった点でいけば、僕はこの公共施設のマネジメント計画には具体的にそこまで出していないと、当然この分だ

と、パブリックコメントやっても反対という人はいないと思いますよね。予算がないんだから、それは削減していくのは当たり前だ。反対だという人はいないと思います。だけれども、実際にどの施設をどう廃止していくのかとなったときに、俺のところのこの施設、なくすのかよと、ちょっと待てや、そういうところがエンドレスになっていけば、どうやって20%削減できるのかな。実はその20%削減をするためのこの計画じゃないのかな。

僕はそう思っていますので、日光市と比較をするわけじゃありませんけれども、日光は具体的にそこまでよく詰めたなという、市民とけんけんごうごう議論しましたと。そうしないと、まだ日光は削減数違いますけれども、そうしないと削減なんかできませんと、そういう強い意気込みを持って取り組んできた。あそこを視察した私も議員も、うちのマネジメントとはずいぶん違うなという印象受けたものですから、うちのマネジメント計画はこれでいくんでしょうけれども、実際にその廃止をする計画の実効性をより高めていくためには、遅くとも僕は市民検討委員会、多くの人に、市民の方に検討いただいて、この計画の中身ですよ、それで将来的にはこの施設を廃止をしていく、そういった取り組みも必要なんじゃないか。行政の考えだけでこの施設廃止します、実はそれはマネジメントでうたっているんです、20%の一部なんですと言っても、実効性は僕は極めて薄いと思いますので、1期、2期は計画これでいいんでしょうけれども、実効性を更に高めるというためには全体を通した検討委員会の中でも組織をして、まず市民の方にも広く理解をしていただくことが必要じゃないかというふうに思っていますので、そこらに対する考え方を1点。

もう1点は、たまたまなんですけれども、市民の周知のために、これ日光市が出したやつです。高校生と大学生に公共施設マネジメント計画とはこういうものなんだよということで、高校生は高校生の視点に立って、ぜひ市民に配布するものをつくってくれということで、本当におもしろい取り組みだったし、よく、これならどういふ方が見ても理解していただけるんじゃないか。そうか、うちのまち、財政厳しいから、この施設をなくさなきゃいけないんだねというので、それをしっかり高校生、大学生までに協力をしてつくったと、これもすばらしいことだと思いますので、これはたまたま漫画部があったということなんですけれども、そういった意味では、ぜひ高校生なんかにも土別市の公共施設のあり方といった検討する場もつくっていただきたいと思いますけれども、その2点について再質問させていただきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目に、具体的にやはり個別具体的な施設の今後の考え方というのを示すべきではないかということで、私どもも検討経過の中で、やはりそのところと言う必要性は十分考えてきました。議論もしてきました。しかしながら、今回のマネジメント計画においては、まずは先ほど申し上げましたように施設類型別に一つ区分することによって、例えば類似している団体なんか比べて、こういった種類の施設が本市では多い、あるいは少ないという、まず一つの分析、検証を行って、それに基づいて考えていくのが一つだろうということで進めてきました。

その上で、総体的に今の20%ということ、これはまず総論として御理解いただいてから次のステップに進むべきという判断もしたところです。

しかしながら、具体的に今後、各論に入っていったときに、松ヶ平議員が懸念されていらっしゃるようなことも考えられるわけですが、その点については、やはり各地区にかかわる施設もあれば、全体使っている公益性の高いものもあります。その辺のところについて、例えば各地区にある施設はどうなのかというところについては、やはり率直に総論的な部分も理解いただきながら、この施設の統合なりはできないだろうかということも議論に入っていきことになりますので、そこで意見をいただきながら、更には一回それを全体的な、全市的な視点でという検討の場も含めて若干やりとりをしながらということも必要だと思っておりますし、そういった中では当然この施設いずれは廃止せざるを得ないということも理解をいただく場面も、これは行政として責任持ってやっていかなければならないだろうと思っております。

なお、今回、その計画書の後ろのほうにつけています資料に関して、見直しの時期という表現も、これもやはり総体として減らすだけでなく、廃止せざるを得ないのか、もしくは何かと統合することで、汎用性の高いもので統合することで一方を減らしていくということも可能なのではないかという視点もありましたので、あくまで見直しと考えているということで御理解をいただきたいと思っております。

そんな中で、今後、総合計画の検討においては、やはりその実行計画と同じようなものをつくっていかないと考えています。日光市が5年間をかけたという時間を1年なりで、まずは1期目のところについてはやらなければならないということで、かなり時間的には厳しい面もありますけれども、何とか20%達成に向けた、しかも市民の皆さんに御理解をいただけるような計画づくりに努めていきたいと思っております。

次、2点目にパンフレットの関係のお話がありました。

済みません、私も今初めてその資料があることを知ったわけですが、本市においてもこれまでわかりやすい予算書というようなものでパンフレット類といいますか、資料についても工夫してきている面もあります。今回このマネジメントについて、どこまでできるかわかりませんが、お話のあった資料、また私どもで入手させていただいて、そういった取り組みも参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） まだ松ヶ平議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時05分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 最後に、スポーツ合宿センターについてお伺いをいたします。

士別 i n n 翠月は、1997年、平成9年12月に旧翠月跡地に新築営業開始をいたしました。鉄筋コンクリート7階建て、客室59室、宿泊定員89名、トレーニングルームやマッサージルームを備えたスポーツ合宿の拠点施設でありながら、低温サウナやレストランを備えた市民にとっても憩いや癒しの施設として、年間12万人を超える人の利用がある市を代表する宿泊施設となっております。

この施設も来年で20年を迎える施設となりました。今年はレストランの壁の張りかえなどを行っていますが、20年となると見た目の外壁の色あせや2階にあるスペースの床の汚れなどがかなり目立つようになってきたのではないのでしょうか。

また、以前にも指摘をさせていただきましたが、スポーツ合宿の拠点施設としてもトレーニング機器も20年間更新されていない器具が多く、今の時代に合ったトレーニングに対応し切れていないのではないのでしょうか。実際に利用されている方や宿泊者などから直接的に指摘がされていないのでしょうか。また、長年利用いただいている合宿者や寒冷地試験研究での定宿となっている団体などから改善を要望されてはいないのでしょうか。

更には、今年、1市3町合同によるエージェントを招聘してのPR活動を行ったようですが、そういった旅行代理店関係者などからの指摘があったはずですが、そのようなものがあつたとしたら、指導を受けた点などをぜひこの機会に明らかにしていただきたいと思います。

翠月の開設後は、小破修理を初め機器の入れかえなどは翠月みずからが独自で補ってきましたが、近年では売り上げが減少し、単独での経営に関しては厳しい状況にあり、昨年からは行政からの指定管理を入れての収支の均衡を図っているところでもありますので、改修に当たっては行政のほうからしっかりとしたプランを持って取り組んでいくべきだと考えています。

更に、過去は、サイクリングターミナルにおいて冬季の寒冷時期に暖房ボイラーが故障し、修理不能となり、新しいボイラーが納品されるまで1カ月間を要し、宿泊者に大変な迷惑と不便をかけたことがありましたので、利用者に迷惑がかからないように事前に対応しておくことも必要だと考えます。

料理機器やボイラー、水回りの配管や客室のユニットバス、ベッドなど、20年間使用するといつ故障してもおかしくありませんし、ましてや客に対してのおもてなしの視点からも、そろそろ取りかえる時期に来ているのではないのでしょうか。故障してから取りかえるのではなく、耐用年数もしっかりと視野に入れながら前もっての準備をしていくことも重要だと考えます。

公共施設マネジメント計画を作成中ではありますが、何よりもこの施設は、市民はもとより士別に訪れた方々に不快な思いをさせないためにも、早目の改修を行うべきだと思いますが、行政の考え方を伺いたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

スポーツ合宿センターにつきましては、本市のスポーツ交流活動の推進とともに市民の健康増進と余暇活動の充実を図るため、平成9年度の建設当初から、市民を初め多くの利用者から、地域に根差し、愛され、親しまれる施設として、その確立が図られるよう施設の美観や衛生面の維持、利便性に努め、効果的かつ効率的な運営管理を行ってきたところであります。

この経営につきましては、株式会社翠月が担い、18年度からは指定管理者として、更に26年度からは朝日地域交流センター及び農業者トレーニングセンターの業務を運営しておりますが、ここ数年は大変厳しい経営状況が続き、現在は27年に策定した経営改善プランに沿った経営が進められております。

スポーツ合宿センターは、建設から19年が経過し、建物や設備の老朽化が見られ、補修や改修が必要となってきました。館内に設置しておりますトレーニングルームにつきましては、合宿者はもとより健康の維持増進を図るため市民など一般の方々も含め、年間約3,000人に利用されているところであります。

そこで、トレーニング機器についての御質問であります。翠月では、開設以降は更新がされていない機器もありますが、スポーツ課において合宿者からの意見を確認した上で随時更新をしてきている状況であります。今後におきましても、利用者ニーズ、利用状況などを把握いたしまして協議してまいります。

次に、施設全般に対する御意見についてですが、一般利用者からの御意見としては、客室、レストラン、脱衣所、大浴場など施設全般にわたり、損傷箇所等の補修、改修の意見が出されております。また、旅行関係者、招聘事業における関係者からの御意見では、この事業が本市へのツアー商品造成に向けたプロの目による視察であり、合宿やビジネスでの利用ではなく、あくまでも観光宿泊施設として見た場合の意見を求めているもので、いただいている意見といたしましては、客室禁煙フロア、禁煙部屋が必要である、家族・グループの宿泊に適した和室、ツインルームの充実などです。

これら各利用者からいただいた御意見については、これまで市と指定管理者双方で対応してきており、今後におきましても指定管理者と十分協議してまいります。

次に、経年による建物や施設の損傷などにつきましては、市と指定管理者とで取り交わしているスポーツ合宿センターの管理に関する基本協定の取り決めにより、必要に応じた部分的な補修や改修を行い、施設の維持管理に努めております。

これまでの施設改修につきましては、平成25年度に冷暖房施設の更新、26年度には暖房給湯ボイラーの更新や自動ドア装置の取りかえを実施したところであります。

松ヶ平議員お話しのとおり、市民や観光客、合宿者やビジネスで訪れる方々へのおもてなしの観点からも、宿泊環境を整備し、利便性を向上させるための改修を計画的に行っており、昨年は無線LAN構築工事を初め、客室内の照明器具をLEDに整備するなどの工事もいたしました。また、障害者スポーツの振興と2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、合宿の里ステップアッププランの施策目標の一つであるパラリンピアン選手受け入れの

ため、地方創生交付金を活用したバリアフリー客室を新設したところであり、今年度につきましては、大浴場の一部改修、レストランや研修室、和室の内装改修、空調機用エアフィルター交換を実施いたしました。

今後におきましても、施設の適切な点検により、劣化状況や危険箇所の早期把握に努め、備品などの耐用年数も考慮し、指定管理者とも十分協議を重ねた上で、年次的かつ計画的な施設改修について検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（谷口隆徳君） 2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして一問一答にて質問をいたします。

まず最初に、受動喫煙防止対策についてお伺いします。

質問に入る前に、この質問をする背景について、少しお話をさせていただきます。

10月のお祝いの席に呼ばれた際に、円卓、同席、隣の席に喫煙される方が座られておりました。開式の時間になりましたら、その隣の席の方の席があいておりました。明らかに座ろうとしない方が1人おりました。促されて座るときに、喫煙されている方が隣にいたのでかわってもらえないかという旨を話されました。その雰囲気は、同じ卓の多くの方が気まずくなりました。ルールなのかマナーなのか問われかねませんが、喫煙者にとっては肩身の狭い状況になって、見たりするのはいかがと考えながら質問をさせていただきます。

昨今は、受動喫煙防止対策について各自治体に取り組むようになり、たびたびメディアでも取り上げられております。その定義として、受動喫煙とは、自分の意思に関係なく他人のたばこの煙を吸わされてしまうということとされ、禁煙とは最も適切な受動喫煙防止対策で、建物内だけを禁煙とする建物内禁煙と、建物を含んだ敷地全体を禁煙とする敷地内禁煙、全面禁煙とがある。また、完全分煙とは、建物内を禁煙にできない場合は、次善の策として、喫煙場所から非喫煙場所への煙が流れないようにする、非喫煙場所を壁や仕切り、スクリーンなどで仕切る適切な喫煙場所を設ける、非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れをつくり、たばこの煙やにおいが非喫煙場所に流れないようにする、喫煙場所に排気装置などを設け、空気を直接野外に排気し、非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないようにするなどの対策がある。

本市として、現在の対策がどのように、どこまでされているのかをまずお伺いしたいと思います。

本市として、受動喫煙が健康に与える影響を排除するため、本市として講ずべき受動喫煙防止対策の取り組みを示し、子供など非喫煙者にたばこの煙を吸わせない環境づくりを進めるとともに、市民の健康保持、健康増進と快適な環境づくりを目指すことが健康長寿日本一を標榜

する本市の取り組む一つの課題ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

本年7月1日、美唄市において、道内自治体では初めて受動喫煙防止条例が施行されました。これは、医師会などの要望を受け、無防備な子供たちをたばこの煙から守りたいと考えるようになり、条例制定への実現へと向かったと伺っております。

条例は、公共施設や学校、幼稚園、病院などに、敷地内・施設内禁煙への努力義務を課し、学校の校門から100メートル以内の受動喫煙防止を求めています。

本市もある程度の対策は講じられておりますが、改めて確認をさせていただきたいと思います。

年配の喫煙者にとりましては、いつでもどこでも自由に喫煙できた時代を懐かしむ方が少なくありません。当時は受動喫煙という言葉さえ認識もされておりました。

たばこには4,000種類以上の有害物質が含まれているとされ、喫煙による影響は肺がんや喉頭がんのみならず、さまざまな疾患に及ぶとされております。禁煙を何度も試したけれどもやめられなかった、できるものならやめたいという経験者も少なくありません。

一つの提案として、現在本市はされておませんが、市立病院において禁煙外来、禁煙治療をする機会があるのであれば、ぜひ禁煙外来を再度設ける機会があってもよいのではないのでしょうか。禁煙治療に要した費用を条件を設けながら助成をするなどの検討をしてみたいかがでしょうか。市立病院の経営の一翼とは言いませんが、ある意味では周知することも大切と考えております。

喫煙者には、みずから吸い込む主流煙よりたばこの先から立ち上がる副流煙のほうが有害なことを気にとめてもらうことが大切ではないかと考えます。

道内では、道のおいしい空気の施設推進事業に登録をしている禁煙・分煙の飲食店は、ここ5年ほど500軒前後で推移され、頭打ちとされております。こうした現状を踏まえれば、まずは分煙を着実に進め、受動喫煙防止の輪を広げていくのが現実とも考えますが、本市の見解を伺いたいと思います。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市における受動喫煙対策についてです。

受動喫煙の影響は、目や喉などの不快な症状だけにとどまらず、呼吸器や循環器の疾病を引き起こすリスクがあり、それが原因でがんや心臓病などを発症するおそれがあるとされており、本市におきましても士別市健康長寿推進計画において喫煙や受動喫煙に対する対策を示し、母子健康手帳の交付時やマタニティスクール、乳幼児健康診査などにおける健康指導、更には事業所や自治会などが実施する健康教育の場において保健師が講話を行うなど、受動喫煙の防止について啓蒙、普及しています。

現在、市の公共施設では、本庁舎を初め、朝日総合支所、各出張所も含めた全ての施設において、建物内は禁煙もしくは分煙の措置を講じています。中でも市立病院を初め学校や児童館、

保育園など未成年者が集う施設については、敷地内も含めた禁煙措置を講じていますが、一部施設では、葬儀など特別な利用をする場合に利用者からの要望があった際には建物内での喫煙を認めているところです。

また、公共施設以外についても、デパートやスーパーマーケットなど不特定多数の方が利用する施設において、喫煙コーナーや喫煙室を設けているなど、一定の分煙対策に取り組んでいる事業所も見受けられ、このような取り組みを全市的に普及することで市民の健康の保持・増進につながるものと考えますことから、今後、北海道のたばこ対策の一つであるおいしい空気の施設推進事業への参加の促進に努めてまいります。

次に、禁煙治療についてであります。

禁煙治療については、現在2カ所の民間医院で実施しており、23年度までは市立病院においても実施していたところです。

市立病院における禁煙治療につきましては、18年度の診療報酬改定でニコチン依存症管理料が健康保険の適用となったことにより、呼吸器専門医が常勤していたことで診療体制を整備し、21年6月から24年3月までの間は治療を行った実績があります。しかしながら、禁煙治療は初回診療から数え12週間までの間に5回の診療と禁煙補助薬の投与を中心に行われ、薬の副反応によるさまざまな症状を捉える医師の指導が重要であることから、専門医師が異動となってからは治療を行っていない状況であり、現段階でこれを担う医師が不在のため、禁煙外来を再開できる体制にはないところでありますが、今後、体制が整備できる状況になった場合には治療再開を目指す方向で考えています。

また、禁煙治療への助成についてであります。喫煙や禁煙はあくまで御本人の自覚に基づき取り組まれるものであると考えますことから、市といたしましては、まずは受動喫煙防止を最優先に、あらゆる場所において禁煙もしくは分煙が守られるよう取り組むことが重要であると考えています。したがって、今後、市の公共施設は全て原則禁煙または分煙を基本とする中、多くの市民が集まる施設はもとより、事業所や飲食店などにおいても禁煙や分煙の取り組みが広がるよう、商工会議所、商工会、更には関係する諸団体などの協力も得ながら保健指導を行う機会を増やすとともにホームページや広報紙、パンフレット等を活用し、受動喫煙防止の必要性についての普及促進に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問に入ります。

2つ目は、認知症高齢者対策についてお伺いしたいと思います。

国の平成28年高齢化社会白書によると、平成27年10月1日現在、人口約1億2,700万人のうち、65歳以上の高齢者人口は約3,400万人となり、総人口に占める割合、高齢化率は26.7%と過去最高を記録しました。また、平成27年の平均寿命は、男性が80.79歳、女性が87.05歳と、それぞれ過去最高となるなど、高齢化社会が到来していることが改めて浮き彫りになりました。

高齢化は、医療技術の進歩や健康対策、交通安全対策など、さまざまな施策を推し進めてきた結果のあらわれであり、世界に誇れる喜ばしいことであると同時に、本市に置きかえても、健康長寿への認識、現状、施策、推進は誇れるものであると考えます。

一方で、同時に認知症の問題は避けて通れない課題であり、認知症患者の最大の危険因子は加齢であることを考えると、今後、高齢者数の増加に伴って認知症の方の数も増えていくことが予想されます。

65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率について調べた国の調査によると、平成24年は認知症患者数が462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人だったが、平成37年には約700万人、5人に1人になるという推計が示され、認知症高齢者の対策は喫緊の課題と言えます。

まずは、本市として、現状把握、認知症高齢者の数の把握はされているのか。高齢者数に占める割合をお知らせください。

国は、高齢者施策を担う厚生労働省だけでなく、政府一体となって認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月、関係省庁が共同して認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定しました。

このプランの副題ともなっている認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて、認知症の人の介護者の支援や認知症の人やその家族の視点の重視など7つの柱に沿って推進していくこととしております。

その中で、認知症への理解を深める普及啓発の推進として、市町村や職場で実施している認知症サポーター養成講座の受講者を認知症サポーターとして、平成26年9月末の545万人の実績を平成29年度までに800万人にすることを目標にしております。

本市において、認知症サポーターは現時点で何名いるのでしょうか。今後の養成講座も含めた取り組みはいかがなのかお聞かせをください。

また、新オレンジプランでは、認知症の様態に応じた適時適切な医療、介護等の提供として、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置を平成30年度までに全市町村で実施する目標としております。

認知症初期集中支援チームとは、保健師、看護師等の有資格者2名以上と専門医1名の3名以上で構成され、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に実施し、自立生活のサポートを行うチームのことであり、認知症地域支援推進員とは、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携支援や認知症の方とその家族などへの相談支援を担う人であります。

本市において、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置はどのような状態なのか、また、平成30年までの予定方針を含め、あわせて伺いたいと思います。支援チームも支援推進員も多いほうが、細かな対応ができると思います。複数のチームや推進員を配置できるよう、研修の実施も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、認知症高齢者が深刻な事故につながる可能性がある具体的な症例に徘徊があります。警察庁では、平成27年において、認知症もしくはそれが疑われる方の行方不明者数が全国で1万2,208人を超えたと発表しました。この資料として先に提出した4番目の資料でございます。平成25年以降、3年連続で1万人を超えております。

また、認知症と疑われる人が行方不明になってから発見されるまでの日数と死亡率との関係を調べたところ、当日の発見の場合は生存率が8割を超えているのに対し、翌日発見の場合は約6割に減少し、その後は著しく生存率が低下すると聞いております。こういったことを踏まえると、徘徊する高齢者をいかに早く発見するかということが重要であり、そのための仕組みづくりが非常に大事なことだと言えます。

方策は多岐にわたり、GPS機器を無償貸与し、機械を身につけた高齢者が行方不明になった場合は位置情報をメールで知らせるなどの取り組みをしている自治体もありますが、現実的には本市では大変厳しいのではないかと思います。効果的な本市の取り組みで可能な対策はどのようなことなのか伺い、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの質問にお答えします。

初めに、士別市の認知症高齢者の現状についてです。

認知症と診断された方全てを把握することはできませんが、平成27年度の要介護認定申請者1,428名中、要介護認定の際の認知症高齢者の日常生活自立度の項目において日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られる方から重篤な状態の方までを含めた人数は842名で、市の10月末現在の高齢者数7,431人に対する割合は約11%であります。

しかしながら、介護認定申請を受けずに自宅で生活をされている独居の方や高齢者世帯の方で認知症に関する相談もあることから、更に多くの方が認知症となっている可能性があるものと考えています。

そういった高齢者の情報は、地域の高齢者と地域包括支援センターのパイプ役として民生委員・児童委員に兼務をしていただいております在宅介護相談協力員や毎年地域の高齢者実態調査を行っている地域担当職員、更には見守り登録事業所などの関係機関との連携により把握し、支援に努めているところです。

次に、認知症サポーターについてですが、認知症サポーターは認知症について正しい理解をし、地域の中の認知症の方や家族を温かく見守る応援者となっていただく方で、平成19年2月から養成を開始し、現在までに685名の方をサポーターとして認定しています。

士別市では、29年度末までの養成目標数を総人口に占める割合4%の約800人を目指すこととしており、今後、高齢者が利用する機会の多いスーパーや各事業所、更には自治会などに赴いての養成講座の開催を検討しており、多くの方に受講していただけるよう、広報や市内の各事業所への御案内など、さまざまな機会を通して周知を図ってまいります。

次に、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置についてです。

認知症初期集中支援チームについては、本年の3月1日に設置したところであり、その構成は医師、保健師、介護福祉士、認知症地域支援推進員4名の計7名で設置され、対象となる方が住みなれた地域で生活を継続していけるよう、かかりつけ医や専門医との連携をとりながら、早期の受診や適切な支援につなげるための対応を行っています。更に今年度、地域包括支援センターの職員2名をチーム員として増員し、当面は9名の体制で支援してまいります。

また、認知症地域支援推進員の配置については、平成26年度から社会福祉法人三愛会への委託により桜丘荘、コスモス苑、サンフラワーの施設に計4名が配置され、認知症に対する専門相談支援等を実施しています。

そこで、複数のチームや認知症地域支援推進員の配置についての御提案でございますが、サポート医師、チーム員、地域支援推進員となるためには、所定の研修受講が義務づけられており、仮にチームを複数にすることになりますと1チームに1名のサポート医師が必要になるという課題もありますことから、まずはチーム員や地域支援推進員を計画的に増員しながら認知症に対する体制整備を図ってまいりたいと考えています。

次に、徘徊高齢者の支援にかかわる仕組みについてですが、高齢化に伴い、認知症高齢者の徘徊が全国的に問題として取り上げられる中、本市におきましては、市と保健所、警察署、消防署、ハイヤー協会などの関係機関が協力して行方不明になった高齢者を速やかに発見し保護するシステムとして、平成9年にSOSネットワークを立ち上げております。また、行方が分からなくなった場合に早期に発見できるように、26年度からSOSネットワークの事前登録制度を設け、これまでに33名の方が登録し、迅速な捜索につながっています。

更に、安全安心ネットワークの活用により、万が一の場合には市内、近隣町村の登録していただいている事業所や公共機関等に捜索依頼のあった認知症高齢者の情報を速やかに配信でき、家族の同意が得られた場合には、さほっちメールの活用や自治会などの地域にお住まいの方々と連携・協力して迅速な対応が可能となり、多いときには年間に8件の捜索案件がありました。多くの方が無事に発見されていることから、有効な取り組みと考えています。

また、平成26年からは、対象者の居場所を把握できる、いわゆるGPS機能のついた機器の導入にかかる初期費用を助成する徘徊高齢者位置情報検索システム助成事業を実施しており、SOSネットワークの事前登録者へ紹介するとともに、市広報による周知も毎年行っていますが、これまでの実績といたしましてはGPS機能付きの携帯端末を持って歩くという習慣が高齢者にはなじみが薄いなどの理由から、1件の申請にとどまっているところです。

近年は、このほかにも多くの機種が開発されてきておりますことから、今後、徘徊高齢者の特性や実情を踏まえた実用性のある機器などについて調査・研究してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 再質問させていただきます。

再質問と提案という形なんですけれども、認知症初期集中支援チームの設置についてなんで

すが、非常に充実したやり方をされているなという現実はあるんですけども、プラスアルファ、やはりその一つだけでなく、もっと掘り下げていく必要もあると思うんですね。

専門医1名を含むことというのがやっぱりそこにはネックがあるのではないかと。医師が不足しているという現実がある中で、できない状況が想定されるんですけども、例えば保健師、看護師など3名体制になりながら、そして認知症初期集中支援チームという名のもとでなく、準認知症、準という名称のもとに準認知症初期集中支援チームを編成するのめどうかなというふうに思いますし、また、状況によっては、大切なのは近隣の今、やっぱり自治体との協力体制もとるのが大事でないかなというふうに思っております。そのことを踏まえながら制度の運用を検討していく必要もあるのではないかなというふうに思いますのが一つ。

それから、これはお答えといいますか、できるできないではなくてですけども、資料の4をつけさせていただいたのがあります。警察庁から出していただいた生活安全企画課の資料の中に、要するに私が先ほど数字を言いました1万2,208人の行方不明者のところなんですけれども、この項目の中に行方不明者の項目で、家庭関係だとか疾病関係だとか事業・職業関係だとかいろんな関係性がある中で……

○副議長（谷口隆徳君） 喜多議員、資料が渡っていないという……

○2番（喜多武彦君） 保健福祉部には渡したんですけども。先に行っていないですか、質問のやつと一緒に資料を渡してあったんですけども。

なければいいです。お邪魔して説明しますけれども。

○副議長（谷口隆徳君） 行っていないみたいです。

○2番（喜多武彦君） わかりました。そうしたら、これは後ほど確認していただきたいと思えます。

では、先ほどの再質問に対しての見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 認知症初期集中支援チームの関係ですけども、先ほど御答弁させていただきましたとおり、チームの複数配置ということになりますと、そのサポート医師がそれぞれ必要だということになりますので、まずはチーム員、保健師なりそういった者を増やしていきながら、場合によっては複数体制のグループ分けで動けるような体制も視野に増員を図っていきたいという考えはございます。

また、近隣の自治体といった部分の御提案もございましたので、今後そういったことも念頭に置きながら、この名寄管内保健師の会議もございますので、そういったところも活用しながら調査・検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 9番 国忠崇史議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 第4回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1のテーマとして、高レベル放射性廃棄物の処分地選定について取り上げます。

経済産業省資源エネルギー庁は、全国の原子力発電所から出る、いわゆる核のごみの処分場所について、今年中にも科学的有望地を選定するとしていましたが、最新の報道によると来年にずれ込む公算が高まってきたそうです。

この方式は、従来どこかの市町村が名乗りを上げるのを待っていた方式から転換して、政府主導で処分地を決めていこうというものです。

そこで、昨年から全国の自治体向けに事前説明を原子力政策説明会として政府は断続的に開いていますが、本市としては、その説明会に何度案内があり、何度出席したのか、あるいは欠席したのかをまず明らかにしていただきたいと思います。そして、次に出席あるいは欠席の理由についてもお聞きいたします。

さて、この科学的有望地に本市もしくは近隣市町村が選ばれる可能性は必ずしも高いとは言えないとは思いますが、例えば本市から100キロメートル圏内の場所が選ばれるケースも考えておかなければならないのではないのでしょうか。その場合に考えられる対応についてお聞かせ願いたく思います。

最後に、北海道条例との関係についてお聞きします。

西暦2000年に北海道議会が制定した北海道における特定放射性廃棄物に関する条例では、核のごみについては受け入れがたいことを宣言するとしています。その一方で、NUMO、原子力発電環境整備機構の幹部は、北海道を処分候補地から外さないと公の場で言い放ち、条例にあらわされた道民の意思を無視しています。

このことに関して、市民は怒りを持って当然だとも考えますが、北海道条例を遵守する本市としての立場と方針を示していただきたい次第です。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、経済産業省が主催する原子力政策説明会への参加についてです。

国は、平成25年12月に高レベル放射性廃棄物にかかわってこれまでの取り組みの課題と見直しの方向性を議論するため、最終処分関係閣僚会議を開催し、27年5月には最終処分に関する基本方針の改定を了承したところであり、科学的有望地を提示するなど国が前面に立って取り組むとの考え方を示しました。

この基本方針に基づいて、経産省は、27年以降、全国各都市でのシンポジウム等の開催と並行して昨年6月には連絡会と称する道内自治体を参加対象とした説明会を、本年5月には原子力政策に関する自治体向け説明会を、いずれも札幌市で開催しました。

これらについて、国からの開催案内はあったものの、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり受け入れがたいと宣言している北海道と同様に、本市としても最終処分場の候補地となるような意思が全くないことから、説明を受ける必要性は極めて低いものと判断し、参加を見送ったところです。

次に、本市から100キロメートル圏域の場所が選定された場合の対応と、北海道における特

定放射性廃棄物に関する条例との関係についてのお話がありました。

経産省資源エネルギー庁が発表した処分地選定の進め方は、法律に基づく処分地選定調査を通じて段階的に範囲を絞り込みながら調査、評価の精度を上げて選定していくとされ、ボーリングや地価調査施設での試験などを進めるとのことです。

科学的有望地に関しては、その視点として、処分後の長期的な安全性、建設・操業時の安全性、輸送時の安全性の3つに区分する中で、半径15キロメートル内に火山がないか、火山噴火による火砕流の影響がないかなどのほか、港湾からの距離は20キロメートル以内に位置することが、より適性の高い地域の条件として示されました。

しかしながら、今後、社会科学的観点の扱いをどうするのかも含めて審議会で議論していくこととされており、国忠議員のお話のとおり年内には示すとしていた議論結果は来年にずれ込む見込みとなっています。

この道北の地は、北海道はもとより国の農業基地として安全・安心な農畜産物を提供しているというまさに国益に大きく寄与する地域であり、こうした社会的観点も持ちながら十分に検討されていくべきものと考えています。

原子力発電を含めた原子力政策に対しては、これまでの一般質問に対する答弁でも申し上げてきたとおり、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故などを踏まえ、原子力に頼らず再生可能エネルギーを中心としたエネルギー供給のあり方を模索していかなければならないと強く考えています。

近隣市町村が科学的有望地として示される可能性について、現段階では言及できない状況にありますが、処分方法が確立されていない中で、豊かな自然環境を将来に引き継ぐためにも特定放射性廃棄物は受け入れがたいとしている北海道条例の遵守とともに、地域住民が安全で安心な生活を送ることができる環境を維持・存続していくためにも、今後の動向を見据え、しっかりと対応してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） （登壇）次に、道路交通における歩行者優先ルールの徹底をと題して取り上げます。

J A Fすなわち一般社団法人日本自動車連盟は、この夏、全国の信号機のない横断歩道94カ所にて大がかりな調査を行った結果、歩行者が渡るそぶりを示していても9割以上のドライバーが一時停止しないとの実態を明らかにしました。

私は、仕事柄、しばしば保育園児を連れて横断歩道を渡るのですが、本市の現実も似たようなものであり、もしかするとJ A Fが発表した全国平均の一時停止率7.6%よりももっと自動車優先が徹底したひどい実態だと日々痛感しておるものです。

特に先日の12月4日、東8条8丁目の道道士別滝上線にて前方不注意の車が横断歩行者をはねて死亡させたばかりであります。現場は横断歩道のない場所だったとはいえ、本市の交通の

深刻な実態が明らかになったわけです。この場をかりまして犠牲となりました●●●●さんの御冥福をお祈りいたします。

さて、信号のない横断歩道についてですが、市内に一体何本あるのかを伺います。また、交通法規上はそこを渡ろうと道路のふちで待っている歩行者がいる場合、ドライバーはどうすればいいことになっているのかお知らせください。

これは道路交通法第38条で規定されていると思うのですが、違反した場合の罰則はどのようになっているのでしょうか。また、年間にどのくらいの件数の第38条違反が摘発されているのでしょうか。

次にお聞きします。

ちょうど6年前の第4回定例会でこの問題を取り上げた私でしたが、そのときの市の答弁は、要するに煎じ詰めれば思いやりが必要だというものでした。しかし、力関係を考えると、車は圧倒的強者であり、歩行者は弱者である以上、思いやりで済むわけがないのは当然であります。

そして、その後6年間にわたり、本市のドライバーの意識が改まる気配は一切なく、広通り、すなわちグリーンベルトの横断歩道脇に保育園児を十数名連れて私などが立っていても、一時停止する車は10台に1台もありません。甚だしい車は早く渡れるようにとの親切心のつもりか、制限速度の時速50キロメートルを超え、60、70キロメートルにわざわざスピードアップして通過していきますし、幸運にも歩道に近い側の車線の車がとまっても、グリーンベルトは片側2車線ですから、もう一つの中央分離帯側のレーンからとまった車を追い越していく車があり、大変危険です。

実は、昨年9月30日付の道北日報にこの件で投稿がありましたので、全文を読み上げます。

「信号機のない横断歩道は危険地帯。国道40号線を通勤で毎日車で走っております。ある日のこと、信号機のない横断歩道を渡ろうとしている親子がいたので、横断をさせようと手前で一旦停止をしました。親子が横断を始めて間もなく1台の車が私の車を追い越したではありませんか。2、3歩早く歩いていれば大惨事となるどころでした。これも信号機があれば、その車も停止したと思います。私の知るところでは、大通りには2カ所信号機のない横断歩道がありますが、いまだ白線が消えたままです。間もなく冬が到来するというのに今年は消えたままです。取り締まりの強化も必要ですが、このようなことも大事だと思います。関係機関の方は一度現場を見てはどうでしょうか。このような危険地帯は大通り以外にも多数あります。（市内、M田中）」ということでした。

一体横断歩道前で一時停止をするルールを知っているドライバーはどの程度いるのでしょうか。また、交通教育において、どれほどそのルールが徹底されているのでしょうか。マナーの問題に矮小化したり、思いやりに解消せず、どんどん摘発すべきではないかと考える次第ですが、この点の見解をお願いします。

最後に、冬の期間、すなわち積雪期に特化した問題です。

冬は当然路面の横断歩道は見え、頭上の標識に頼ることになるわけです。もっと見えやす

い横断歩道の標識を取り入れたり、また、特に見落としの多いグリーンベルトなどは中央分離帯部分に特別な装置または目印などをつけることも検討すべきではないでしょうか。

そして、日々の除雪に関しては、バス停と同様に横断歩道を重視し、その両脇の雪を丹念に取り除くこと、特にグリーンベルトなどは横断歩道が中央分離帯にかかる部分の除雪をしっかりとしなければならぬと考えまして、数年前に除雪の担当部局に直接指摘したことがあります。そして、その後、相当改善もされたようです。

この点の要領は、除雪を直接担当する業者にも理解されているのでしょうか。市の取り組みで工夫している点がありましたらお知らせください。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

今月4日に市内東8条8丁目交差点において、横断歩道のない道路を横断していた歩行者が左から直進してきた車両にはねられ、お亡くなりになるという交通死亡事故が発生しました。これにより、本市における今年の交通事故死亡者数は、1件の車両同士の衝突死亡事故を含め、お二人の尊い命が失われており、まことに憂慮すべき事態となっております。

そこで、信号のない横断歩道の扱いについてのお尋ねであります。信号機が設置されていない横断歩道は、土別警察署へ確認しましたところ、国道・道道含めて市内に66カ所設置されています。

運転者については、道路交通法第38条により、横断しようとしている歩行者等がいる場合、車両を一時停止し、かつ通行を妨げてはならないものと規定され、これに違反した場合は基礎点数2点及び反則金9,000円の罰則が設けられています。

なお、市内においても取り締まりは行われていますが、実際の違反件数につきましては公表していないとのことです。

次に、歩行者横断時の一時停止の現状についてですが、市において調査した経緯はございませんが、議員お話しの方JAFが本年8月15日から9月1日に全国94カ所で行った信号機のない横断歩道における歩行者優先の実態調査によりますと、対象車両約1万台のうち、歩行者が横断する場面で一時停止した車両は、全体では757台と約7.6%にとどまり、半数以上に当たる48カ所で停止率が5%未満との調査結果であり、停止義務を怠る運転者が多い実態が明らかとなっております。

このことは、運転免許取得の際は教習、検定時において歩行者保護として一時停止するよう徹底した指導がなされていますが、取得後の年数経過とともになれや運転技術の過信から、指示標識等が設置されているにもかかわらず、このルールを軽んじる傾向が強いものと判断しています。

現状、土別警察署においては、子供の利用が多い横断歩道で重点的に警ら及び取り締まりを実施しているとのことであり、近年悪質な交通違反事故に対する厳罰化が進められていますが、あわせて事故が発生しないよう予防的な規制や取り締まりが必要であることは論をまたないも

のと認識しています。

また、議員御指摘の投稿内容にある危険かつ悪質な運転が少しでも減少するよう、警察署には取り締まり等を継続していただくとともに、運転免許証の取得や更新時講習の際には運転者に対し、交通ルールの正しい理解や遵守といった基本的な交通教育が最も重要と考えています。

次に、グリーンベルトなどの中央分離帯の歩道の除雪につきましては、歩道部に雪の塊などのないよう、車道部の完了後に歩道部の除雪を行うよう手順の徹底を図っています。今後においても、定例の除排雪業務担当者会議において、安全で効果的な除排雪作業の検討に努めてまいります。

市としましては、継続して土別警察署や自動車学校、運転者の立場である各事業所で構成する安全運転管理者協会初め関係団体と連携し、横断歩道における交通ルールの遵守徹底を含め、悲惨な交通事故が発生しないよう、事故防止につながる取り組みを推進してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再質問いたします。

一つは確認なんですけれども、この横断歩道、信号機がたとえなくても横断歩道の前では徐行したり、あるいは渡ろうとしている人が道路の歩道部分に立っていたらとまらなきゃならないというのは、これはマナーじゃなくて法律だと。ルールというか。6年前、思いやりだみたいなことを言われたんですけれども、これ完全にもう法律だという理解でいいかどうかというのがまず1点ですね。

もう一つなんですけれども、啓発や教育について、若干、今答弁で触れられていましたけれども、教育されなきゃならないのはどっちなのかと。歩行者なのか、ドライバーなのかと。よく幼稚園、保育園の子供たちに安全教育をしたり、それは全然いいんですけれども、交通安全に携わっている団体とか、交通安全協会だとか交通安全母の会だとか、あと市が入っている半官半民の団体なんかもいっぱいあると思うんですけれども、やっぱり95%ぐらいの人が法律違反しているわけですよね、言ってみれば。だから、それはやっぱり法律違反している人に対して、いやそれは違法なんだと、違反なんだというふうに再教育しなきゃならないわけですよね。

やっぱり、だからドライバーをどこかで教育しなきゃならないと。運転免許の講習のときに教本もらったりしますけれども、私も何回も更新していますけれども、そのたびにこの教本はもらうけれども、横断歩道のない交差点ではこうなんだよというふうにすごく強調されて言われた覚えはないんですよね。だから、そういう現状があるからこそ、95%の人がとまらない。92.3%ですか、92.4%ですね、JAFの調べによると。この人はもうとまらない。

だから、どこかで巻き直ししなきゃならないと思うんですけれども、その教育とか啓発のあり方について、もう一段深い御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） お答えします。

まず、横断歩道を渡ろうとしている歩行者が立っている場合の車両の一時停止といった部分でありますけれども、それはマナーとかルールということではなくて、これは完全に法律上、交通規則上はとまらなければならないということでありまして、そういった法を怠った場合については当然反則といったような、反則金のペナルティーなどが科されるといったようなことになっております。

それと、そういった一時停止のしないドライバーが圧倒的に多いという実情であります。JAFの調査によりましてそういった実態が明らかになっているところであります。

これらについては、答弁でも申し上げましたとおり、免許取得時においてはやはり交通ルールなども頭に入っていたり、そういった教習所の教え等もありまして、歩行者がいた場合には、あ、とまらなきゃならないといったような意識も働くところではありますけれども、やはり日々車を乗っているといったような状況の中で、年々経過する中でそういったルール等も次第に軽んじられる傾向にあるのかなというふうに考えております。

それで、その啓発の部分でありますけれども、現状、そういった交通教育を再度受けるという機会については、やはり一番多いのは免許更新の際にどうしてもなってしまうのではないかなというふうに思っています。例えば市のほうで運転者を集めてこうした交通ルールの講習を行うとかいうことにはちょっとなりませんので、どうしても警察サイドの取り組みとしてそういった指導を行うということになってまいるかというふうに思います。

今、優良ドライバーについては5年の期間が免許の有効期間ということでありまして、一般のドライバーの方については3年といったようなことで、そういった更新受ける機会も、これ毎年ということではありませんので、そういったことも更にルール等、忘れてしまうようなことにもつながっているのではないかなというふうにも思うところであります。

それで、交通の方法に関する規則ということで、これは公安委員会のほうで運転免許の更新時の際には、教本ですとか、安全に走るための本なんかも参考に配布されているところでありますけれども、やはり一番大事なのはルールを守っていきましょうということであると思いません。

歩行者と車両があって、そうした部分で事故が発生してしまうといったようなことがあるわけですが、多くは国忠議員おっしゃるように圧倒的に運転者に責任があるというふうに思っています。確かに歩行者については圧倒的に交通弱者だというふうに思っております。

そうした部分で、教則には思いやりといったようなこと以外に歩行者の保護といったようなことも明確にうたっておりまして、そばを通るときですとか横断しているときについては保護しなさいと、違反した場合については罰則が規定されているといったようなことであります。

そういったことで、運転免許の更新の際にはそういったような話がされているところではありますけれども、なかなか実際問題、日常生活においてはちょっと忘れられている部分もあるといったようなことであります。今回のような事故が起きないように、これは我々ドライバ

一全てでありますけれども、再認識する中で運転をしていかなければならないというふうに思っておりますので、市のほうとしましても各団体、安全運転管理者協会でありますとか安全運転管理者の事業主会など、いろんな団体を通じる中で、更には年間通じた交通安全運動の展開も実施しているところでもありますけれども、そうした中でルールの徹底といったようなことについて啓発を行って、交通事故が起きない、遭わない、遭わせないといったようなことを目標に今後も交通安全の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 第3のテーマは、小中学校のインターネット環境について何点かお尋ねしますが、昨日の渡辺英次議員が行った質問との重複となった士別市PTA連合会からの教育予算に関する要請書の内容については割愛いたします。

さて、電話回線がいまだにアナログやISDNなどの低速回線であって、インターネットを教育に活用することへの障害となっている学校が農村部、市内中心部を問わず多くあると伺っていますが、この際、職員室やパソコン室周辺などにWi-Fiの設置をもってインターネット環境を順次整備していくのはどうでしょうか。

Wi-Fi設備については、以前、谷口隆徳議員が観光施設への設置を要望されていましたが、そのかいあって、現在着々と整備が進んでいます。

私自身も、例えば羊と雲の丘からリアルタイムでツイッターに投稿できて、2,000人ほどの全国全世界のフォロワーさんに本市のリアルタイムでの観光PRが可能になり、手前みそではありますが、喜ばしく思っています。

というわけで、実際、幾つかの学校もしくはPTA側からもWi-Fi化の要望が出ているのではないのでしょうか。仮に本市の小中学校各校に無線LAN、いわゆるWi-Fi関連設備を設置した場合、どのくらい費用が発生するのでしょうか。ぜひこの機会にお示してください。

最後に、いわゆるインターネットリテラシーの件で質問します。

本市の小中学生のスマートフォンや携帯電話類の所有率は相当高いのではないかと推測するのですが、まず、所有率のデータがもしありましたら、お示してください。

心配なのは、有害情報の表示をシャットアウトする、いわゆるフィルタリングを施さないまま携帯端末を買い与える保護者も多いため、ネット上でのいじめや差別発言、詐欺、アダルトサイト等の危険性について、やむなく学校でネット教育をしなければならない現状であります。

そのためにも学校教育用のインターネット環境は確保しなければならないわけですが、こういった面からの必要性についてはどのように考えられるかをお聞かせください。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えします。

初めに、各学校への高速回線の導入及びWi-Fiを用いた無線LAN環境の整備にかかわる経費についてお答えします。

市内中心部5校及び朝日地区の2校につきましては、現在のADSL回線から光回線への変更が可能であり、1校につき2万円程度の工事費がかかりますが、回線使用料やプロバイダーの契約料といったランニングコストは現在とほぼ同額であることから、今年度中に光回線への移行を図ります。

なお、中士別小学校につきましては、本年2月に光回線に移行済みであります。

また、Wi-Fiの環境整備につきましては、学校の規模、構造に応じて、校内に複数台のルーター及び中継器を設置する必要があり、ルーターについては1台2万円程度、中継器は1台8,000円程度であることから、1校につき数万円から数十万円の経費がかかるものと思われます。

次に、上士別地区、多寄地区及び温根別地区の5校につきましては、現時点で地域への回線工事が進んでいないことから、光回線への変更ができないため、携帯電話の電波を利用した無線通信手段であるWiMAXによる高速化を検討しています。

WiMAXにつきましては、無線通信の特性上、光回線などの有線回線と比較して電波の安定度が低いことや、壁等の障害物に弱いなどの問題もありますが、通信速度については光回線並みの速さが期待でき、工事も不要であり、導入の際に20万円程度の費用がかかるものの、月額料金については4,000円程度と安価に抑えられるなどメリットが大きいことから、導入に向けて各校の電波状況などの調査を進めます。

本市といたしましては、10月27日に士別市PTA連合会より提出されました教育予算にかかわる要請書の中でも、インターネットの光回線化、Wi-Fi化が要望に挙げられておりますが、ネット回線の高速化につきましては、安定した通信環境の確保のため光回線の整備を第一に進め、光回線が利用できない学校についてはWiMAXの導入により通信環境の高速化を図りたいと考えます。

また、電波状況等によりWiMAXの導入も難しい場合は、既存回線の増設など更なる方法を検討し、高速化を図ってまいります。

そこで、各学校へのWi-Fiの設置についてですが、現在の生徒用パソコンがデスクトップ型であり移動ができないこと、また、教職員のパソコンについても基本的に職員室からの持ち出しを禁止していること、更にはセキュリティーの面から現時点における導入については見合わせることにし、今後、ICT教育の進展に注目しつつ、タブレット端末の導入とあわせて検討してまいります。

次に、本市の小中学生のスマートフォン・携帯電話の所有率についてであります。本市では、携帯電話等の学校への持ち込みを禁止していることから、調査やアンケートを実施している学校が少なく、全体の把握はできておりませんが、調査を行った学校では回答者の3分の1が持っているという回答している結果も得られております。

また、ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSの利用という観点から見ると、携帯ゲーム機などからも利用が可能であるため、大多数の児童生徒が利用可能な状況にあると

言えます。

本市といたしましては、現代社会を生きる子供たちにパソコンやスマートフォンなどの情報機器を利用したり活用したりする力などについて適切に指導していくことは大変重要であると認識しております。そこで、学校教育用のインターネット環境の確保については、日常、児童生徒がパソコンやスマートフォンを用いて行っている作業や操作が性能等の問題により学校でできないことは指導上の大きな問題となりますので、少なくとも一般家庭と同程度のネット環境の整備は必要と考えています。

また、総務省が公表しております青少年のインターネットリテラシーの指標等によれば、インターネットを使い始めたときに使い方を保護者に教わった青少年のリテラシーが高いこと、スマートフォンやSNS利用に関する家庭のルールがある青少年のリテラシーが高いため、保護者の意識の向上が重要であること、フィルタリングの意義について理解していたり、利用している青少年のリテラシーが高いことなど、家庭における環境整備と教育の重要性が示されています。

しかし、日進月歩で進化する現在の情報化社会において、ネット教育の全てを家庭で賄うことは極めて困難であることから、学校におけるネット教育は重要な役割を占めるものと考えます。

そこで、各学校では、土別地区広域消費生活センターが主催する消費者教育支援特別巡回事業のインターネット・携帯の安全な使い方を活用し、専門的知識を持った方から児童生徒や保護者、教職員等の関係者に対して授業や研修を行っており、27年度には市内小学校5校115人、中学校2校96人を対象に実施したほか、教員や保護者を対象とした子供のネット被害を防ぐ研修会を1回42人に対して実施しています。また、今年度も現在までに巡回授業を小学校4校で104人、中学校3校で286人を対象に実施しているところです。

今後におきましても、日々変化する子供を取り巻くネットメディアの最新情報に対応すべく、インターネットやソーシャルメディアなどとの上手なつき合い方、利用する際の注意点などの学習を深め、子供のネットリテラシーの醸成を図ってまいりますとともに、巡回授業への保護者の参加を呼びかけるなど家庭との連携強化についても取り組みを進めてまいります。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 本当に細かいことで再質問させていただきます。

最後におっしゃっていた消費者教育の一環として小中学生のネット利用について、保護者にも呼びかけていくということで、私も中学校のPTAの役員やっていますけれども、以前ちょっとネットで子供同士のトラブルがあって、そういう専門知識を持った講師を呼んで講演会をやったと、PTA主催でやったんですけれども、やっぱりそういうところへ来る保護者って、もともと意識の高い人なんですよ。だから、やっぱりそういうところに来る人は、今、部長おっしゃったように親が買い与えるときもちゃんと子供に、例えば夜10時になったら、寝

るときはリビングに、テーブルに置くんだよとあって、ちゃんと制限つけているし、これはあなたに買ったんじゃないでなくて貸しているんだよとあって、やっぱりやっているんですけども、問題は、そういう講演会をやっても来ないし、やっぱりどうしても何となく買い与えちゃうんだという、そういった層の親っていうんですか、がなかなか意識が変わらないと。

ですので、何かむしろ私は、PTAの中でも言ったんですけども、本音というか、親の、どうしても子供と連絡とる、部活の何時に終わったとか連絡とるのに不便だから、もう与えちゃったんだというような親の本音を言ってもらおうほうがむしろいいんじゃないかと言ったことがあるんですよ。

そういうふうに安易に与えちゃう側の買い与えちゃうというような理由についても、ぜひ市で把握してほしいというか、やっぱりそれが今ネットでのいろんな問題につながっているの、そういった本音をすくい上げられるような方策をお願いしたいと思うんですが、前向きに受けとめていただけますか。

○副議長（谷口隆徳君） 村上部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 再質問に御答弁いたします。

各学校で、携帯電話等の所有状況については全部の学校が調べているということではない状況でありますので、今後におきましては学校のほうにその辺の所有状況を確認するですか、それから、先ほど国忠議員おっしゃられたようにいろいろな親としての責務というようなことでフィルタリングの問題ですとかそういうことを当然理解していただく、研修会等についても積極的に参加していくというようなことを各学校のほうにもこれからお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで午後3時5分まで休憩いたします。

（午後 2時52分休憩）

（午後 3時05分再開）

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成28年第4回定例会に当たり、通告に従いまして、私で最後になります。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、土別市国民健康保険事業についてお伺いいたします。

運営主体が移管するまでの流れについて、現状分析や本市の考え方はと題しましてお聞きしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

1958年に国民皆保険制度の最後のとりでとして現在の市町村運営である国民健康保険制度が

誕生して60年、2018年から国保制度の都道府県単位化が行われることとなりました。

国保制度の都道府県化については、2003年3月に閣議決定された医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針に盛り込まれてから10年余り議論されてきましたが、ここで一つの区切りを迎えることとなります。

国保は、自営業者や無職の人、74歳以下の高齢者や非正規労働者など所得が低い加入者らが多く、本市では約3割の方が加入しております。

今回の運営主体の都道府県化への移管は、市町村によって人口構成や加入者の所得水準が違いため、これまで差が出やすかったものを、規模拡大によって財政基盤を安定させるとともに市町村間の保険料格差を平準化させることが最大の目的であります。

そんな中、道は、先日、国保の運営主体が2018年に市町村から都道府県に移った後の市町村ごとの保険料試算額を公表しました。新聞報道によると、所得200万円、夫婦2人のモデル世帯のケースで、最も上がる上川管内幌加内町は本年度比2.26倍の37万4,300円、最も下がる留萌管内天塩町は同33%減の38万900円でありました。

本市においては、1人当たりの比較では伸び率が5.3%と試算額は増えましたが、モデル世帯の保険料では18.8%減の35万6,400円とのことであります。

今回の試算は、移管後に準じ、保険料への所得水準の反映度を抑えることで自治体間の平準化を図っており、保険料が増加するのは全道で93市町村、このうち増加率が30%以上は20市町村に上るとのこと。一方、保険料が減少するのは82市町村でありました。

道によると、保険料のアップ率が最大の幌加内町は、これまで住民サービスの一環として保険料を低く抑え、その分を他の財政から補填しており、反対に減少率が最大の天塩町は年金生活者の高齢者が多く、国保財政が不安定で保険料が高くなる傾向にあったと説明しています。

総じて保険料がアップする理由について、加入者全体の所得が高い自治体は国保財政が安定し、保険料が低かったこと、これまで国保会計の赤字分を一般会計などから穴埋めし、保険料が抑えられていたこと等と道では分析しているようです。

以上のようなことから、本市の場合は前述したようにモデル世帯の保険料試算額では本年度の保険料率による算定額を下回っている試算が出ましたが、これが実際にそのとおりになっていくのか。計算方式が複雑であり、採用の仕方によっては算定額に差が出てくるともお聞きしましたが、現時点でこの結果をどのように分析しているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思えます。

また、繰り返しになりますが、道の試算額より本市の実際の保険料のほうが高くなっているということは、本市の加入者の人口構成や所得水準などが影響してくると思えますが、現状で他自治体と比較して本市では加入者の内訳等、どのように分析されているのか、あわせてお知らせいただきたいと思えます。

次に、本市の国保事業会計についてです。

平成30年、運営主体が移管するまでの総体的な考え方について触れていきたいと思えます。

国保事業会計は、保険料収入が少ない一方で医療費が高く、全国的に赤字体質の傾向で推移しています。

本市の直近の決算状況を整理してみると、平成25年度決算において国保支払準備基金約1億2,300万円の全額を全て繰入措置しても、なお2,200万円の赤字が発生、これにより25年度末において国保支払準備基金が皆無となりました。税率改定の考え方に立ちますが、単年度では解消が無理なことから、26年度から3年間をかけて段階的に引き上げていくこととし、26年度、27年度の2年間は過大な負担増とならないよう、収支不足の2分の1相当額について税率等を改定を行い、なお不足する残り2分の1については一般会計からの法定外繰り入れにより収支均衡を図ることとし、28年度においては収支不足の全額について税率等改定を行うこととしました。

これに対して、実際の決算では、一般会計からの収支不足分の対応実績は26年度の1,500万円、約5分の1のみであり、残りは全て税率等改定分による収支均衡が図られることとなりました。

以上のような経緯を経て、本市は税率等改定分を主体に財政健全化を図り、道が試算したモデル世帯より高い保険料で現在推移しています。

そこでお尋ねいたしますが、今後もこのような税率等改定分を主体として収支を図っていくのか。計画していた一般会計からの繰り入れは今後の被保険者負担が過大とならないよう予定したとおり繰り入れし、基金として残しておくべきだったことも考えられますが、どうでしょうか。住民サービスの一環として保険料を低く抑えている自治体、またその逆もある状況ですが、本市ではどのように考えられているのか。

今回の制度改定で運営主体は道にかわりますが、最終的に保険料を決めるのは引き続き市町村が担うようです。また、移管後の実際の保険料決定には市町村の意向も反映されるため、今回のような試算どおりになるかは不透明のようではありますが、以上までの点について、今の段階で押さえられていること、また、関連することもありますので、28年度決算予想も含めて本市の御所見をお伺いいたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から、国民健康保険事業の都道府県化に向けた基本的な考え方について答弁申し上げます。北海道が公表した保険料試算の現状分析、今後の国保会計の運営については市民部長から答弁申し上げます。

国民健康保険事業については、制度改革により平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって市町村とともに安定的かつ効率的な事業運営を実施することとなり、現在その準備を進めています。

国保の新制度における大きな目的は、年齢構成が高く医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いという構造的な課題を解決することであり、都道府県は財政運営の責任を

担い、市町村が負担する国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に交付するなど、国保財政の管理を行います。また、都道府県内における国保運営方針を策定し、市町村が担う事務の効率化やサービスの標準化などを推進していくこととなります。

一方、市町村は、都道府県とともに国保の運営を担うほか、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っていくこととなります。

そこで、11月1日付で北海道から国保事業費納付金の仮算定による保険料について公表されました。国保事業費納付金とは、北海道が医療給付費等の見込みを立て、全道に必要な納付金総額を定め、市町村ごとの医療費水準、所得水準の差を考慮する中で納付金の額を決定するもので、市町村が保険料決定する際の基礎となるものです。この納付金制度の導入により、現在異なる保険料を平準化することが大きな目的となります。

今回示された仮算定は、新制度への準備として、一定の条件のもと、納付金の負担に必要な標準的な保険料と現行の保険料を比較することにより保険料の変化の傾向を把握し、納付金の算定方法や保険料の激変緩和措置の対象範囲などを今後協議していく一つのたたき台となるものです。

最終的な納付金の額や標準的な保険料等については、今後も市町村からの意見聴取や協議が行われる中で平成30年1月に決定される予定であることから、本市としても積極的に意見反映するとともに北海道の責任において十分な議論が尽くされるよう求めるものです。

また、国保加入者に対しては、新たな制度に対する理解が得られるよう周知を図るとともに、都道府県化に向けて円滑に移行できるよう努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） 私から、北海道が公表した保険料試算の現状分析、今後の国保会計の運営についてお答えします。

初めに、北海道が公表した保険料試算額の現時点での分析についてです。

今回の試算は、全国平均から見た北海道の所得水準や平成27年度の医療費実績を用いながら、独自の調整率を適用した9つのパターンを試算し、そのうちの影響がより小さいと思われる1つの試算が示されたものです。

試算においては、保険料が過度の負担増とならないよう、被保険者の所得により負担する応能割合と加入者皆が負担する応益割合のバランスを調整し、全道各市町村のばらつきを最大限抑えた結果となっています。

本市の影響額は谷議員お話しのとおりですが、所得水準は全道平均より少し高く、医療費水準は少し低い位置にあり、平均水準と大きな乖離がないことから、今回の試算値においても大きな影響が出なかったものと分析しています。

仮算定では、被保険者数は28年4月から8月の平均を、医療費は28年度の見込みを、所得は

27年度数値を用い、決算補填目的の法定外繰り入れ等をないものとした、本来必要な保険料を算定しています。

本市では、28年度の保険税率は一般会計からの繰り入れに頼ることなく設定しているため、他市町村に見られるような大きな増額は生じなかったものと考えています。

また、現状における他自治体との比較ですが、本市の特徴として、ただいま申しあげました所得や医療費水準のほか、65歳以上の前期高齢者の割合が高いことや、保険税軽減世帯が約6割、賦課限度額を超える世帯が約1割と多いことなどがあり、このことによる影響もあるものと考えています。

次に、今後の国保会計の運営についてです。

国保会計は、受益者負担の原則から公費負担と税負担で賄うことが大前提であることから、本市では必要額が確保される税率を設定し、安定的な国保会計運営を目指しているところです。そこで、26、27年度の一般会計繰り入れの対応ですが、それぞれ予算措置はしていましたが、結果的に決算では医療費や国・道交付金などの動向から、収支不足の縮減または黒字となり、予算全額の繰り入れは行っていません。

このことは、運営主体の都道府県化の制度内容が具体的に示されず不透明な状況にあって、まずは市民負担を考慮しながら、あるべき税率設定により健全化を図るとともに、資産割の廃止に向けた段階的な縮減など、より標準的な姿に近づけたほか、赤字を発生させないことを念頭に道への円滑な移行を目指したことによるものであり、一般会計の財政事情などからも総合的に判断したものであります。

また、運営主体が北海道へ移管された場合、道から各市町村が負担する納付金が求められますが、納付するための保険料率設定は各市町村で設定することになります。実際の設定に当たっては、一般会計繰り入れや基金繰り入れを行い、被保険者の負担を低く抑える市町村もあると思われませんが、都道府県化の目的の一つは保険料の一本化で、道内どこに住んでも同じ保険料が基本であることから、本市においては原則どおり保険料と基準内の公費負担で算定する考えです。

28年度の決算見込みにつきましては、10月診療までの段階では、医療費が予算と比較し高い水準で推移をしております。医療費の動向や国の調整交付金の状況など、現時点では不確定要素があることから、今後、これらの動向を的確に把握するとともに、被保険者の理解のもと、保健事業や医療費適正化に取り組み、健全な国保会計の運営に努めてまいります。

以上申しあげ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 谷議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 2点目は、平成37年、2025年をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで続けられることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するため、認知症対策についてお聞きいたします。

このテーマにつきましては、先ほど喜多議員が質問しておりますので、私のほうからは重複しない部分についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

認知症施策の推進については、認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランで平成25年から29年までの5年間の計画として、必要な医療や介護サービス等について数値目標が定められています。

政府は、これを加速化させるために国家戦略として位置づけ、新オレンジプランとして更に計画を遂行しておりますが、いずれにしましてもこれらを踏まえ平成27年度からの第6期介護保険事業計画に各種施策を反映させるようになっているようであります。

そこで、本市におきましても第6期土別市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の中で、地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症ケア体制の充実ということで計画されておりますので、前段はこの項目の進捗状況等について質問させていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

まず、認知症総合支援事業の実施に向けた体制づくりの項目についてです。

保健、医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、その他の認知症またはその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業、いわゆる認知症総合支援事業は、地域支援事業の包括的支援事業として平成30年度に義務化になったことから、①認知症初期集中支援推進事業、②認知症地域支援推進員設置事業、③認知症ケア向上推進事業の3事業を総合的に実施するものであると思っておりますが、前者の2つの事業については先ほど質問されておりましたので、3番目の認知症ケア向上推進事業について、本市のこれまでの取り組み状況、また今後の展開についてお知らせいただきたいと思います。

次に、認知症に関する啓発の推進ですが、どのような促進策で現在本市では進められているのかお知らせいただきたいと思います。

また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりとして、認知症高齢者の尊厳を保ちながら住みなれた地域や家庭で安心して暮らしていけるようにするため、権利擁護センターの設立に向けた検討は進んでいるのか。加えて、市民後見人の担い手を増やしていくためにこれからの検討課題として市民後見人の養成講座の開催が必要となりますが、上川北部の広域での開催、協議などはその後進んでいるのか、あわせて教えていただきたいと思います。

最後に、いきいき健康センターで設置されている認知症チェックシステムについてお聞きいたします。

いきいき健康センターは、高齢者の生きがいづくりと社会参画、介護予防、市民相互の支え合いの基本方針のもと、健康長寿日本一の中心拠点として10月1日より供用が開始されました。

この施設は、その基本方針の目的のとおり、地域包括ケアシステムを構築していく上での5つの要素のうちの介護予防の役割を担う重要な施設であるものと認識しているところであり、まち中の中心部に位置し、今後の活用が大いに期待されるところであります。

さて、この認知症チェックシステム、早期発見のためのツールとして用いるものだと思いますが、その活用方法について教えていただきたいと思います。

私が27年第3回定例会で提案させていただいた認知症簡易チェックサイトとの違いはあるのか、いつでもどこでも、また身近な家族が気軽にできる簡易チェックサイトの開設は有効であり、チェックシステムと同様に相談や受診のきっかけづくりのツールとしても活用できるものと思いますが、お答えいただきたいと思います。

国が示す認知症施策については、それぞれ任意事業、必須事業等いろいろありますが、認知症を発症する人は今や私たちの身の回りには必ず誰かがいる状況になっています。2025年に向け、その比率が増すのは必定であり、何にも増してこの問題について近隣自治体で本市が先進地となっていくことを大いに期待いたしまして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中幸寿君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、認知症総合支援事業についてであります。認知症初期集中支援推進事業と認知症地域支援推進員等設置事業については喜多議員にお答えしたとおりでありますので、認知症ケア向上推進事業についてお答えいたします。

この事業は、認知症高齢者や家族を支えるために、病院や施設における職員の対応力の向上、支援にかかわる多職種の共同研修の実施、認知症カフェの開催などを推進することを目的とした事業であります。

士別市においては、平成26年から社会福祉法人三愛会への委託により、認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が集い、介護家族間の交流や意見交換、専門職への相談などの家族支援を行う場として総合福祉センターさんあい内で週に1回、いきいき健康センターで月2回の昼間に実施の昼カフェを開催し、関係者のネットワークづくりを目的に夜に実施している夜カフェについても月に1回、総合福祉センターさんあい内において定例で開催をしています。

また、今後出張所地区でのカフェの開催についても、開催場所や日程などを含めて関係部署と協議を進めております。

次に、認知症に関する啓発の推進についてですが、老人クラブや市民を対象とした健康講話などのほか、認知症サポーターの養成講座の開催などを通じて認知症に関する普及啓発を進めているところです。認知症サポーターにつきましては現在までに685名の方が受講しており、認知症高齢者やその御家族等の応援者となっていただいております。

また、若い年代から生活習慣病の予防を図ることで認知症の予防にもつながることから、保健福祉センターとも連携を図りながら情報の発信や予防活動に努めているところです。

次に、権利擁護センターの設立と市民後見人の養成についてであります。

まず、権利擁護センターの設立については、権利擁護にかかわる支援体制の確立に向けた調査研究を目的として、司法書士、行政書士、社会福祉士などの専門的知見者を初め、社会福祉協議会の職員、市民後見人、消費生活相談員のほか、学識経験者として弁護士を加えた7名の

有識者で構成する権利擁護プロジェクトチームを本年10月に立ち上げし、今日まで延べ3回の会議を開催しています。

これまでの会議の経過といたしましては、権利擁護に関する研修会を初め、弁護士や市民後見人の事例検討、市の権利擁護体制の検証などを中心に議論を進めてきましたが、今後は成年後見制度の利用希望など権利擁護に関するニーズ量を把握するため、市内の介護施設、障害者施設なども対象としたアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた上で、市として望ましい権利擁護体制の検討を進めてまいります。

また、市民後見人の養成については、市では26年度に市民後見人を13名養成し、そのうちの1名が市民後見人として選任され、2名の方の後見事務を担っていただいています。

市民後見人の担い手の養成については、昨年度に引き続き本市と幌加内町、下川町との連携によるフォローアップ研修会の開催を予定しており、これまで養成した研修修了者の中から一人でも多くの方が市民後見人となっていただけるよう働きかけてまいります。

次に、認知症チェックシステムの活用方法についてです。

いきいき健康センターに設置したシステムは、今後増加が予想される認知症のうち、軽度認知障害の方を早期に発見すること、認知症予防に対する市民の動機づけを行うことを目的として、センターのカウンターに2台設置し、市民に自由に利用していただいているほか、月に1回、センターで行う認知症予防教室などの際に活用しております。

平成27年第3回定例会で谷議員から御提案のあった認知症簡易チェックサイトとの違いについてですが、実施する環境や対象者、助言や相談の有無などにはありますが、認知症を早期に発見するきっかけという視点では大きな違いはないものと考えております。

そこで、認知症チェックサイトの開設についてですが、認知症初期集中支援チームの設置や専門医受診までの待機時間の短縮、軽度認知障害の方も含めた認知症予防教室の開催など、認知症に対する相談支援体制が充実されたことから、ホームページ上でのチェックサイトの開設は有効と判断しております。

したがいまして、御本人はもちろん、家族の方がわかりやすく利用しやすいチェックサイトの開設に向け、いきいき健康センターに設置のチェックシステムを利用される市民の御意見も参考にシステムの内容やチェック後の対応方法などを含めて検討しており、準備が整い次第、開設してまいりたいと考えています。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明15日は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、明15日は休会と決定いたしました。

なお、16日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時38分散会）